

参 考 資 料

平成22年 8 月

人 事 院

目 次

1 公務員給与関係

第1表	公務員の適用俸給表別人員、平均年齢、平均経験年数	1
第2表	公務員の適用俸給表別、学歴別、性別人員構成比	2
第3表	公務員の平均給与月額	3
第4表	行政職俸給表(一)の経験年数階層別、給与決定上の 学歴別人員及び平均俸給額	4
第5表	公務員の扶養親族数別人員	4
第6表	公務員の俸給の特別調整額の支給状況	5
第7表	公務員の本府省業務調整手当の支給状況	5
第8表	公務員の地域手当の支給状況	5
第9表	公務員の広域異動手当の支給状況	5
第10表	公務員の住居手当の支給状況	6
第11表	公務員の通勤手当の支給状況	6
第12表	公務員の平均年間超過勤務時間数	7
第13表	公務員の都道府県別在勤人員及び構成比	7
第14表	公務員の適用俸給表別、級別、号俸別人員	8
第15表	再任用職員の適用俸給表別、級別人員	41

2 民間給与関係

	平成22年職種別民間給与実態調査の概要	42
第16表	企業規模別調査事業所数	43
第17表	職種別、学歴別、企業規模別初任給	45
第18表	企業規模別、職種別、学歴別給与額等	46
第19表	民間における初任給の改定状況	64
第20表	民間における定期昇給制度の状況	64
第21表	民間における賃金カット等の実施状況	65
第22表	民間における家族手当の支給状況	65
第23表	民間における住宅手当の支給状況	65
第24表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	66
第25表	民間における時間外労働等の割増賃金の状況	66

3	役員報酬関係	
	民間企業における役員報酬（給与）調査の概要	67
	第26表 平成21年民間における役員（比較対象役員）の年間報酬	67
4	生計費関係	
	平成22年4月の標準生計費算定方法	68
	第27表 費目別、世帯人員別標準生計費（平成22年4月）	69
	<参考> 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	69
5	労働経済関係	
	第28表 労働経済指標	70
6	採用試験関係	
	新たな採用試験の全体像	72

1 公務員給与関係

第1表 公務員の適用俸給表別人員、平均年齢、平均経験年数

(平成22年国家公務員給与等実態調査)

区分 俸給表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
	人	歳	年
全俸給表	260,581	42.2	20.9
行政職俸給表(一)	144,513	41.9	20.5
行政職俸給表(二)	3,955	49.3	29.2
専門行政職俸給表	8,207	41.4	19.3
税務職俸給表	53,025	42.7	21.9
公安職俸給表(一)	21,701	41.3	20.1
公安職俸給表(二)	22,796	41.6	20.1
海事職俸給表(一)	208	44.9	24.1
海事職俸給表(二)	344	41.7	23.3
教育職俸給表(一)	81	45.1	21.4
教育職俸給表(二)	103	47.0	22.7
研究職俸給表	1,376	44.6	20.8
医療職俸給表(一)	608	48.8	22.2
医療職俸給表(二)	434	44.0	20.1
医療職俸給表(三)	1,706	45.5	21.8
福祉職俸給表	251	40.2	16.6
専門スタッフ職俸給表	98	52.3	29.5
指定職俸給表	832	55.6	32.0
特定任期付職員俸給表	280	42.2	-
第一号任期付研究員俸給表	19	42.2	-
第二号任期付研究員俸給表	44	34.3	-

(注) 1 新規採用者(5,847人)、再任用職員、在外公館に勤務する職員等は含まれていない。(以下第14表までにおいて同じ。)

2 全俸給表欄の平均経験年数には、特定任期付職員及び任期付研究員は含まれていない。

3 特定任期付職員俸給表とは、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」第7条第1項に定める俸給表を、第一号任期付研究員俸給表及び第二号任期付研究員俸給表とは、それぞれ「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律」第6条第1項及び第2項に定める俸給表をいう。(以下第2表及び第14表において同じ。)

第2表 公務員の適用俸給表別、学歴別、性別人員構成比

(平成22年国家公務員給与等実態調査)

区分 俸給表	計	学歴別人員構成比					性別人員構成比	
		大学卒	うち大学院修了	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
		%	%	%	%	%	%	%
全俸給表	100.0	48.2	4.4	13.6	37.8	0.4	84.9	15.1
行政職俸給表(一)	100.0	51.6	4.9	12.9	35.5	0.0	84.4	15.6
行政職俸給表(二)	100.0	6.1	0.0	7.8	72.8	13.3	74.4	25.6
専門行政職俸給表	100.0	54.3	20.9	34.8	10.9	0.0	84.7	15.3
税務職俸給表	100.0	41.9	0.9	4.1	54.0	0.0	84.2	15.8
公安職俸給表(一)	100.0	49.3	1.0	7.3	43.0	0.4	92.7	7.3
公安職俸給表(二)	100.0	41.9	2.2	35.6	21.5	1.0	89.6	10.4
海事職俸給表(一)	100.0	31.7	-	23.6	33.7	11.1	98.6	1.4
海事職俸給表(二)	100.0	1.7	-	23.8	59.6	14.8	98.5	1.5
教育職俸給表(一)	100.0	93.8	55.6	6.2	-	-	93.8	6.2
教育職俸給表(二)	100.0	75.7	12.6	22.3	1.9	-	80.6	19.4
研究職俸給表	100.0	96.7	71.6	1.2	2.0	0.1	82.3	17.7
医療職俸給表(一)	100.0	100.0	24.3	-	-	-	80.3	19.7
医療職俸給表(二)	100.0	45.9	3.2	51.6	2.1	0.5	64.7	35.3
医療職俸給表(三)	100.0	3.6	0.1	84.3	12.1	-	14.2	85.8
福祉職俸給表	100.0	76.9	4.0	15.9	7.2	-	59.4	40.6
専門スタッフ職俸給表	100.0	90.8	18.4	-	9.2	-	91.8	8.2
指定職俸給表	100.0	99.2	12.5	0.2	0.6	-	98.0	2.0
特定任期付職員俸給表	100.0	95.7	16.8	1.8	2.5	-	81.1	18.9
第一号任期付研究員俸給表	100.0	100.0	94.7	-	-	-	89.5	10.5
第二号任期付研究員俸給表	100.0	100.0	97.7	-	-	-	75.0	25.0

(注) 1 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。
 2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第3表 公務員の平均給与月額

その1 給与種目別平均給与月額

(国家公務員給与等実態調査)

区分 給与種目	行政職俸給表(一)適用職員		全 職 員	
	平成 22 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 21 年
	円	円	円	円
俸 給	325,579	325,521	340,005	340,071
扶 養 手 当	12,467	12,280	12,647	12,511
俸給の特別調整額	11,685	11,652	11,085	11,034
地 域 手 当 等	35,061	32,418	35,105	33,110
住 居 手 当	3,687	3,849	3,461	3,650
そ の 他	7,187	6,050	6,193	6,087
合 計 (平均給与月額)	395,666	391,770	408,496	406,463

- (注) 1 俸給には、俸給の調整額及び平成18年切替えに伴う現給保障の経過措置額を含む。
 2 地域手当等には、異動保障による地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当を含む。
 3 その他は、本府省業務調整手当、寒冷地手当、特地勤務手当等である。
 4 行政職俸給表(一)3級以下の職員(平均年齢34.9歳)の平成22年における平均給与月額は、299,711円(俸給258,510円、扶養手当8,041円、俸給の特別調整額59円、地域手当等24,698円等)となっている。

その2 行政職俸給表(一)の組織区分別平均給与月額、平均年齢

(平成22年国家公務員給与等実態調査)

本 府 省		管 区 機 関		府 県 単 位 機 関		その他の地方支分部局		施 設 等 機 関 等	
平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢
円	歳	円	歳	円	歳	円	歳	円	歳
432,394	39.6	400,673	42.6	389,368	44.1	374,587	42.1	363,370	39.4

- (注) 管区機関とは、地方整備局、地方農政局等の数府県の地域を管轄区域とする機関、府県単位機関とは、地方方法務局、都道府県労働局等の1府県の地域を管轄区域とする機関、その他の地方支分部局とは、管区機関、府県単位機関以外のものをいい、施設等機関等とは、研修所等の機関をいう。

第4表 行政職俸給表(一)の経験年数階層別、給与決定上の学歴別人員及び平均俸給額

(平成22年国家公務員給与等実態調査)

経験年数階層	学歴	大 学 卒		高 校 卒	
	区 分	人 員	平均俸給額	人 員	平均俸給額
計		人	円	人	円
		68,928	311,091	61,665	342,674
1年未満		1,262	177,479	667	141,167
1年以上 2年未満		1,298	181,749	491	145,517
2年以上 3年未満		1,640	188,531	357	147,909
3年以上 5年未満		4,359	198,885	584	157,971
5年以上 7年未満		5,038	215,351	676	173,923
7年以上 10年未満		8,173	239,732	1,333	194,790
10年以上 15年未満		13,201	282,703	3,409	234,218
15年以上 20年未満		12,095	338,149	10,577	283,945
20年以上 25年未満		9,392	387,101	10,222	330,582
25年以上 30年未満		7,230	418,266	12,049	371,848
30年以上 35年未満		4,320	433,507	11,095	400,123
35年以上		920	443,737	10,205	425,517

(注) 人員及び平均俸給額は平成22年4月1日現在のものであるが、経験年数階層の分類は同年1月15日現在の経験年数(端数切り捨て)としている。

第5表 公務員の扶養親族数別人員

(平成22年国家公務員給与等実態調査)

区 分	該 当 職 員 数	うち		
		扶養親族である配偶者を有する者	扶養親族である子を有する者	配偶者・子以外の扶養親族を有する者
扶養親族数	人	人	人	人
1 人	47,187	30,806	13,096	3,285
2 人	45,827	31,278	43,738	2,766
3 人	44,366	39,760	44,035	2,039
4 人	12,702	11,980	12,697	1,666
5 人	1,918	1,789	1,918	806
6 人以上	355	342	355	213
計	152,355	115,955	115,839	10,775

(注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 2 全職員1人当たり平均扶養親族数は、1.3人である。
 3 手当受給者1人当たり平均手当月額額は、21,630円(平均扶養親族数は、2.2人)である。

第6表 公務員の俸給の特別調整額の支給状況

(平成22年国家公務員給与等実態調査)

区分 機関等	1種	2種	3種	4種	5種	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	本府省	課長	室長				
管区機関	機関の長	部長		課長			
府県単位機関		機関の長	部長		課長		
受給者	人 2,941	人 4,235	人 6,409	人 17,180	人 10,832	人 41,597	円 69,403

第7表 公務員の本府省業務調整手当の支給状況

(平成22年国家公務員給与等実態調査)

区分	課長補佐級	係長級	係員級	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	受給者	人 11,905	人 15,129		

第8表 公務員の地域手当の支給状況

(平成22年国家公務員給与等実態調査)

地域手当 支給区分 区分	計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	非支給地
	人員 (構成比)	人 260,581 (100.0%)	人 61,689 (23.7%)	人 14,117 (5.4%)	人 26,083 (10.0%)	人 32,048 (12.3%)	人 15,850 (6.1%)	人 35,061 (13.5%)
平均手当月額	円 33,444	円 65,102	円 54,848	円 44,801	円 38,561	円 26,982	円 17,315	円 6,409

- (注) 1 平均手当月額には、異動保障によるものを含む。
 2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない。

第9表 公務員の広域異動手当の支給状況

(平成22年国家公務員給与等実態調査)

区分	異動等前後の官署間の距離		受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	300km以上	60km以上300km未満		
受給者	人 13,309	人 17,935	人 31,244	円 13,855

第10表 公務員の住居手当の支給状況

(平成22年国家公務員給与等実態調査)

地域手当 支給区分	計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	非支給地
受給者	人 34,609	人 11,078	人 1,658	人 3,111	人 3,743	人 1,643	人 3,935	人 9,441
手当月額11,000円以下の受給者	90	23	3	3	8	3	9	41
手当月額11,100円以上27,000円未満の受給者	9,160	644	317	585	943	537	1,564	4,570
手当月額27,000円の受給者	25,359	10,411	1,338	2,523	2,792	1,103	2,362	4,830
手当受給者1人当たり平均手当月額	円 25,762	円 26,725	円 26,214	円 26,239	円 25,912	円 25,602	円 25,229	円 24,586
配偶者の居住する借家・借間	受給者		手当受給者1人当たり平均手当月額					
	人 820		円 12,377					

第11表 公務員の通勤手当の支給状況

(平成22年国家公務員給与等実態調査)

地域手当 支給区分	計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	非支給地
受給者	人 215,373	人 59,006	人 13,285	人 22,516	人 27,068	人 13,032	人 28,610	人 51,856
交通機関等のみを利用する者	146,675	57,305	12,139	18,338	20,169	8,019	15,835	14,870
交通用具のみを使用する者	56,667	765	549	2,396	5,181	3,731	9,989	34,056
交通機関等と交通用具を併用する者	12,031	936	597	1,782	1,718	1,282	2,786	2,930
交通機関等に係る手当月額(受給者平均)	円 16,329	円 15,550	円 18,359	円 16,335	円 16,268	円 16,133	円 16,402	円 17,523
交通用具に係る手当月額(受給者平均)	円 6,084	円 4,326	円 5,919	円 4,243	円 5,040	円 5,404	円 5,797	円 6,717

第12表 公務員の平均年間超過勤務時間数

(平成22年国家公務員給与等実態調査)

区分	計	本府省	本府省以外
平均年間超過勤務時間数	時間 239	時間 359	時間 217

(注) 平均年間超過勤務時間数は、平成22年1月15日現在の在職者のうち、平成21年中の全期間において超過勤務手当の対象となった者1人当たりの同年1年間の超過勤務時間数である。

第13表 公務員の都道府県別在勤人員及び構成比

(平成22年国家公務員給与等実態調査)

都道府県	在勤人員 (構成比)	都道府県	在勤人員 (構成比)	都道府県	在勤人員 (構成比)
北海道	16,052人 (6.16%)	石川県	2,653人 (1.02%)	岡山県	3,408人 (1.31%)
青森県	2,233人 (0.86%)	福井県	1,422人 (0.55%)	広島県	6,980人 (2.68%)
岩手県	2,035人 (0.78%)	山梨県	1,254人 (0.48%)	山口県	2,489人 (0.96%)
宮城県	6,769人 (2.60%)	長野県	2,752人 (1.06%)	徳島県	1,569人 (0.60%)
秋田県	1,968人 (0.76%)	岐阜県	2,482人 (0.95%)	香川県	3,646人 (1.40%)
山形県	2,053人 (0.79%)	静岡県	4,048人 (1.55%)	愛媛県	2,205人 (0.85%)
福島県	2,636人 (1.01%)	愛知県	12,372人 (4.75%)	高知県	1,577人 (0.61%)
茨城県	4,128人 (1.58%)	三重県	2,385人 (0.92%)	福岡県	10,717人 (4.11%)
栃木県	2,783人 (1.07%)	滋賀県	1,480人 (0.57%)	佐賀県	1,665人 (0.64%)
群馬県	2,417人 (0.93%)	京都府	4,573人 (1.75%)	長崎県	2,677人 (1.03%)
埼玉県	9,978人 (3.83%)	大阪府	16,541人 (6.35%)	熊本県	4,099人 (1.57%)
千葉県	7,100人 (2.72%)	兵庫県	7,453人 (2.86%)	大分県	2,077人 (0.80%)
東京都	66,456人 (25.50%)	奈良県	1,617人 (0.62%)	宮崎県	1,830人 (0.70%)
神奈川県	8,796人 (3.38%)	和歌山県	1,720人 (0.66%)	鹿児島県	3,540人 (1.36%)
新潟県	4,328人 (1.66%)	鳥取県	1,492人 (0.57%)	沖縄県	4,604人 (1.77%)
富山県	1,771人 (0.68%)	島根県	1,751人 (0.67%)	計	260,581人 (100.00%)

(注) 構成比は、小数点以下第3位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない。

第14表 公務員の適用俸給表別、級別、号俸別人員

(平成22年国家公務員給与等実態調査)

行政職俸給表(一) (他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用)

職務の級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	人									
2		56	76	8	29	11	1	1		2
3		53	31	3	2	2				2
4		236	30	3	5	6	5	9	6	12
5		528	375	191	108	84	5	3	7	2
6	481	93	40	9	5	4	8	6	13	7
7	1	718	228	75	70	34	22	3	15	20
8	412	202	276	113	31	40	11	11	14	9
9	18	705	429	56	33	66	16	17	23	17
10	1	450	169	68	15	31	16	6	8	19
11	359	1,078	474	39	28	42	16	11	17	13
12	13	318	278	35	14	56	30	16	33	15
13	12	1,088	622	45	33	122	27	27	24	9
14	588	200	195	16	10	33	28	10	46	11
15	17	1,212	529	49	20	103	30	25	44	11
16	42	313	267	35	11	39	30	35	72	18
17	347	1,120	858	78	34	132	31	37	87	14
18	18	190	209	22	6	28	38	22	92	14
19	33	954	763	78	13	72	37	43	84	4
20	14	367	413	39	8	40	30	39	83	8
21	298	1,026	977	107	29	106	37	40	80	5
22	9	235	340	62	7	17	30	36	75	17
23	139	807	1,013	100	9	65	22	30	64	
24	19	336	649	78	11	36	26	39	59	
25	286	850	1,281	153	25	110	26	42	40	
26	246	152	386	62	4	20	27	52	46	
27	179	648	1,239	152	14	58	22	62	39	
28	977	280	669	64	10	29	34	72	38	
29	578	576	1,496	173	25	96	49	107	29	
30	47	147	408	81	10	30	39	117	33	
31	1,087	478	1,517	155	18	74	39	116	24	
32	327	259	616	120	15	32	55	118	14	
33	264	440	1,548	268	42	91	59	126	7	
34	787	181	385	102	14	24	80	82	17	
35	583	232	1,493	203	38	72	73	125	10	
36	103	165	610	120	26	33	101	110	11	
37	602	235	1,493	360	59	91	122	63	6	
38	87	66	410	110	22	51	157	71	11	
39	235	137	1,304	261	63	74	187	48	1	
40	29	80	557	152	37	51	196	43	2	
41	148	155	1,429	412	80	94	220	31	3	
42	26	47	352	126	29	65	208	30	5	
43	68	82	1,221	324	65	61	204	28		
44	12	32	541	223	49	68	189	20		
45	83	78	1,190	565	120	118	170	14		
46	17	22	317	199	44	83	132	42		
47	19	43	1,096	541	125	118	106			
48	6	25	621	356	104	102	85			
49	42	20	996	926	111	161	70			
50	8	11	286	377	104	138	58			
51	10	38	986	546	157	212	40			
52	5	20	452	698	154	219	33			
53	21	18	958	871	129	228	12			
54	2	6	297	708	176	274	13			
55	4	17	833	890	183	277	10			
56	3	10	496	748	148	333	6			
57	6	11	910	1,076	195	357	7			
58	1	4	291	952	236	383	13			
59	2	13	660	1,127	138	372	3			
60	2	4	360	1,019	226	394	4			
61	12	6	783	1,123	209	425				
62	2	4	323	1,037	311	469	9			
63	2	3	963	901	169	406				
64	1	3	658	916	423	476				
65	4	8	701	802	241	572				
66		3	387	948	460	722				
67	1	3	299	493	250	798				
68	3	3	213	645	532	784				
69	6	2	187	598	348	832				
70			87	804	561	593				
71	2	2	124	433	326	502				
72	2	5	112	612	568	451				
73	3	3	116	475	421	486				
74		2	105	634	486	366				
75		4	267	382	343	278				
76	1	1	107	455	464	229				
77		3	169	359	420	218				

職務の級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
77	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
78		1	159	380	469	493				
79		2	143	270	305					
80	1	1	90	270	464					
81		5	98	323	447					
82		5	100	272	467					
83		1	55	212	307					
84		5	64	177	438					
85		1	52	215	635					
86		83	190	3,159						
87		5	41	167						
88		1	48	141						
89		4	21	192						
90		1	48	126						
91		1	35	109						
92	1	3	42	113						
93	1	27	153	460						
94		3	35	460						
95		2	20							
96		3	22							
97		2	29							
98		5	18							
99		2	12							
100		5	13							
101		3	8							
102		1	5							
103		4	12							
104		4	8							
105		3	9							
106		1	5							
107		4	11							
108		1	10							
109		2	7							
110		1	6							
111		1	8							
112		1	2							
113		1	11							
114		1	50							
115		2								
116		2								
117		1								
118										
119										
120										
121										
122		2								
123										
124										
125		7								
計	9,762	18,021	45,953	31,916	16,749	15,262	3,354	1,985	1,282	229

適用職員数	144,513 人
-------	-----------

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号俸の位置を示し、該当人員0の号俸は空欄とした。(以下第14表の各表において同じ。)

行政職俸給表(二)

〔機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員に適用〕

職務の級 号俸	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3		1			
4					
5					
6					
7					
8		2			
9					
10					
11					
12		1			
13					
14					
15					
16		2			
17					
18		5			
19					
20		2			
21					
22		5			
23		2			
24		2			
25		1			
26		3			
27		1			
28		1			
29		2			
30		2			
31	3	2			
32		4			
33		5			
34	3	4			2
35					1
36	1	7	3		
37	4	3			1
38		5	4		2
39	1	5	6		2
40		11	5		2
41		6	1		3
42		16	4		4
43		5	10		
44	3	21	8		2
45		3	8		1
46	1	10	8		4
47		14	8		2
48	7	26	16		1
49		8	13		
50		27	18		2
51		10	11		1
52	2	31	29	1	1
53	1	10	10		1
54	1	29	23	1	
55		11	22	2	
56		21	37	7	
57		20	13		
58		27	30	2	
59		19	13	1	
60	2	22	42	2	
61	2	21	22	1	
62		19	40	7	
63		27	34	5	
64	7	34	41	12	
65		13	42	1	
66	1	20	44	8	
67		13	41	6	
68	3	20	40	29	
69		16	41	18	
70	4	24	46	18	
71		12	55	24	
72	6	23	57	22	
73	2	24	51	11	
74	2	22	44	16	
75	1	11	52	14	
76		14	52	26	

職務の 級 号俸	1	2	3	4	5
77	3	11	30	15	
78	3	15	64	30	
79	1	13	71	19	
80	4	19	88	13	
81	1	16	49	10	
82	4	23	45	12	
83	2	12	32	15	
84	1	15	52	12	
85	5	17	41	13	
86	2	20	37	13	
87	1	18	33	11	
88	1	12	50	12	
89		9	22	5	
90	1	14	30	5	
91	3	18	19	10	
92	1	13	20	3	
93	1	17	16	5	
94	3	12	17	4	
95	1	14	12	3	
96		13	16	3	
97	2	7	22		
98		13	19	1	
99	2	12	17		
100		12	15		
101	1	10	11		
102		13	14		
103	1	11	17		
104	1	15	9		
105	1	17	11		
106		10	11		
107	1	10	13		
108		16	8		
109		7	12		
110		9	9		
111	1	13	10		
112		13	14		
113		9	8		
114		5	4		
115		4	6		
116		6	6		
117		9	3		
118		5	4		
119		10	2		
120		6	7		
121		4	5		
122		2	3		
123		2	1		
124		2	1		
125		5			
126		4	2		
127		1			
128		1	2		
129		2			
130		1	1		
131		2	1		
132		2			
133			2		
134		2			
135					
136		2			
137		10			
計	105	1,312	2,058	448	32

適用職員数

3,955 人

専門行政職俸給表

(植物防疫官、特許庁の審査官及び審判官、航空管制官等に適用)

職務の級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8
1	2	9						
2	31	2	2					
3	39							
4	7	45	18	6				
5	37	2	3					
6	34	16	6	3				
7	4	32	26	4				
8	6	52	14	6				
9	18	12	16	6				2
10	33	47	8	11				1
11	44	20	17	6				
12	27	95	47	10				
13	30	12	17	8				
14	58	76	27	20			1	
15	34	13	14	4			1	
16	28	68	54	29			1	
17	60	13	17	11			3	
18	42	57	39	26			5	
19	50	12	7	13			10	
20	60	70	52	27			7	
21	18	23	26	12			6	
22	78	44	54	14		2		
23	11	11	21	26	1	1	1	
24	55	52	63	32	1	2	3	
25	54	19	21	10	3	2	3	
26	77	33	72	23	5	4		
27	16	23	18	21	1	10	1	
28	104	48	47	31	13	6		
29	10	10	25	11	7	6	1	
30	47	25	59	12	11	9	1	
31	11	17	16	13	28	9	1	
32	93	31	87	35	23	8		
33	7	20	19	3	17	6		
34	46	26	71	20	16	7		
35	7	13	35	33	23	10		
36	71	32	44	25	26	17	1	
37	12	16	27	10	16	5		
38	42	18	71	19	22	7		
39	5	12	21	23	21	4		
40	54	16	49	31	21	11		
41	4	7	28	13	14	12		
42	10	12	46	14	13	6		
43	6	8	26	33	7	5		
44	19	19	47	18	8	11		
45	2	8	49	34	2	40		
46	2	34	41	38	3			
47	2	2	33	20	3			
48	2	10	53	40	1			
49	2	2	40	48	1			
50	2	5	33	31	2			
51	2	1	49	38				
52	9	12	44	42	2			
53	2		42	39				
54	1	2	40	49				
55	3	1	35	49				
56	8	4	44	46				
57	1		44	64				
58	1		71	63	3			
59	3	4	67	62	3			
60	5	1	56	63	2			
61		2	54	56	8			
62	2	1	39	56				
63	1	1	46	45				
64	4		28	46				
65			21	46				
66	4	1	19	31				
67	1	2	38	31				
68	2	1	16	44				
69			14	52				
70	1		7	28				
71	4	2	16	21				
72	2		19	42				
73	3	1	12	34				
74	1		9	19				
75		1	12	23				
76		1	19	26				

職務の 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8
77			8	28				
78		1	12					
79			10					
80	1		9					
81	1		21					
82			18					
83			12					
84	2		20					
85	1		13					
86	1		17					
87			10					
88	1		17					
89	1		53					
90								
91								
92	1							
93	30							
計	1,610	1,288	2,707	2,026	327	200	46	3

適用職員数	8,207 人
-------	---------

税務職俸給表 (国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員に適用)

職務の 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33										
34										
35										
36										
37										
38										
39										
40										
41										
42										
43										
44										
45										
46										
47										
48										
49										
50										
51										
52										
53										
54										
55										
56										
57										
58										
59										
60										
61										
62										
63										
64										
65										
66										
67										
68										
69										
70										
71										
72										
73										
74										
75										
76										

職務の級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
77			1	5	243	1,736				
78				3	109					
79			2	4	362					
80				3	400					
81			1	1	307					
82				2	355					
83			1	3	329					
84			1	1	405					
85			2	1	661					
86										
87				2						
88										
89										
90										
91										
92										
93										
計	5,667	4,077	5,856	10,356	13,596	11,277	1,644	441	111	0

適用職員数	53,025 人
-------	----------

公安職俸給表(一) (警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員に適用)

職務の 級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1											
2											
3	29										
4	23	5	8	9	1	11	6		1		1
5	126		2	1	1	1	1				2
6	69				1						
7	57	2	5	9	4	7	6				
8	92	5	1	2	2	1		1	1		
9	154				3						
10	47	1	8	17	6	1		1	1		1
11	113				1	1					
12	172	10	22	9	3	1		2			
13	46	5	2	3	1		1	4			
14	129	6		12	4	1	1	9		1	
15	26	13	13	2	1		1	1			
16	351	19	15	6	5		6				
17	56	4	4	2	4	2		2	3	1	
18	96	12	6	15	2	2	2	1	1	1	
19	40	14	3	5	4	1	1		9	24	
20	325	29	8	17	5	5	6	1		11	
21	46	11	4	8	2	1		1	1	7	
22	114	20	19	10	8	1	8	6		11	
23	55	18	6	7	4	3	1	6		4	
24	347	45	19	13	6	1	11		6	3	
25	42	11	3	13	2	2			5	6	
26	96	34	22	16	12	2				4	
27	52	7	3	10	4	3			3	2	
28	331	46	13	17	9	6	1	4	11	2	
29	48	11	8	12	3	2	1		1	1	
30	109	33	20	19	6	3	1	5		3	
31	48	12	5	9	3		1		12		
32	292	41	25	21	6	1	2		1	1	
33	78	7	8	3	3	3	3		4		
34	101	54	27	11	6	1		1	5	1	
35	46	6	9	9	6	5	2		14	1	
36	253	39	12	17	5	11	1		17		
37	37	10	6	7	5	2			27		
38	106	38	14	16	6	2	1	1	95		
39	40	18	7	8	2	6	1		63		
40	193	37	21	24	12	9	4		37		
41	38	12	7	9	3	8	2	1	24	2	
42	146	50	12	28	7	3	1	1	10		
43	37	14	11	9	6	9	2	2	5		
44	156	41	23	20	14	8	4	1	6		
45	36	9	8	8	14	2	6	3	14		
46	114	29	17	19	12	14	6	3			
47	30	16	13	11	3	4	4	2			
48	127	38	19	26	11	4	9	2			
49	18	15	12	11	16	2	4	1			
50	126	43	21	14	19	5	12	5			
51	32	21	14	11	21	16	6	5			
52	86	50	21	14	22	4	14	1			
53	17	26	17	10	24	6	10	7			
54	89	53	29	19	20	8	6	6			
55	41	21	6	14	15	6	12	8			
56	66	44	15	22	16	10	9	9			
57	31	25	11	16	20	12	7	13			
58	55	91	23	17	19	7	7	14			
59	36	35	6	11	16	12	9	12			
60	48	87	15	22	33	4	14	18			
61	23	31	8	15	14	7	18	151			
62	37	103	14	19	27	9	14				
63	34	37	9	17	29	4	11				
64	45	117	12	22	37	5	16				
65	28	33	8	18	29	11	14				
66	38	114	16	25	33	9	14				
67	13	53	5	14	29	14	20				
68	33	91	19	29	31	8	33				
69	7	35	9	12	17	10	26				
70	21	97	15	35	21	13	31				
71	5	47	8	23	21	9	21				
72	15	84	9	34	18	21	20				
73	2	45	4	25	14	7	22				
74	5	104	3	39	17	15	10				
75	4	36	3	24	14	7	10				
76	1	96	12	32	18	24	18				

職務の 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
77	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
78	1	43	6	28	11	12	59				
79	1	90	20	39	11	18					
80		56	2	29	8	13					
81		96	11	24	10	22					
82		36	7	34	9	21					
83		78	5	47	13	29					
84	3	36	4	22	11	17					
85		103	3	29	21	24					
86		37	5	28	8	265					
87		82	6	34	9						
88		33	11	27	5						
89		97	5	27	5						
90		26	15	31	6						
91		90	13	27	4						
92		37	11	30	4						
93		84	6	32	2						
94		37	8	34	21						
95	1	91	16	31							
96	1	42	15	26							
97		86	17	27							
98		67	24	25							
99		91	23	11							
100		60	39	26							
101	1	91	30	21							
102		90	36	37							
103		94	32	29							
104		73	43	37							
105		99	45	33							
106		87	80	45							
107		82	82	32							
108		119	89	38							
109		106	87	29							
110		104	85	38							
111		107	78	28							
112		94	88	19							
113		94	103	38							
114		120	109	29							
115		105	100	33							
116		79	94	22							
117		81	81	22							
118		82	83	22							
119		50	81	22							
120		57	57	15							
121		40	69	14							
122		50	64	13							
123		30	57	5							
124		56	57	10							
125		26	55	7							
126		34	63	65							
127		30	39								
128		43	53								
129		16	49								
130		31	61								
131		7	35								
132		28	72								
133		14	64								
134		21	61								
135		12	40								
136		18	37								
137		9	32								
138		10	52								
139		10	34								
140		14	23								
141		6	33								
142		9	102								
143		4									
144		1									
145		7									
計	6,033	6,342	3,709	2,424	996	836	571	323	377	86	4

適用職員数	21,701 人
-------	----------

公安職俸給表(二) (検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員に適用)

職務の 級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1		18	2	2						
2										
3		13								
4		116	3	1		1				
5		38	3							
6		131	5	2		1				
7	76	32	9							
8	86	106	5							
9	146	57	16			1				
10	33	132	12	1	1					
11	95	54	31							
12	139	130	64	1						
13	27	73	28	5						
14	86	109	58	1	1	1				
15	25	63	57	3						
16	154	133	51	3		2				
17	33	48	49	6	2				1	
18	98	162	90	5	1				3	
19	30	56	61	4	1	1	1		3	
20	186	126	93	2	2	2	1		6	
21	26	57	38	9	1				8	
22	113	143	136	4	2				17	
23	203	56	57	10		1			6	
24	237	118	124	8	1	1	1			
25	15	49	69	9	2	1	1		3	
26	289	134	183	5	3				4	
27	126	34	88	6	2	2				
28	122	105	132	5	2	3	1	1	3	
29	143	24	64	10	6	3	1		2	
30	221	81	207	14	2	4		1		
31	26	34	77	18	4	5	3		3	
32	114	63	145	17	1	6	1		7	
33	28	26	42	10	6	6	3		7	
34	64	71	193	24	4	3	1		7	
35	16	20	71	15	11	4	6		6	
36	67	65	176	18	6	5	4		16	
37	44	21	74	23	12	3	7		26	
38	34	57	201	22	5	5	9		29	
39	14	12	98	14	6	9	2		31	
40	32	53	166	32	5	7	12		15	
41	17	17	82	30	4	4	11		21	
42	18	53	183	58	3	6	14		25	
43	12	14	83	43	4	4	9		7	
44	14	38	134	64	7	7	8		14	
45	4	16	75	79	6	9	13		53	
46	9	62	202	69	6	8	5			
47	5	13	100	81	6	7	16			
48	6	38	147	93	6	7	12			
49	2	19	102	111	12	3	7			
50	4	32	157	112	13	4	10			
51	1	12	80	100	11	6	7			
52	3	27	144	117	11	9	11			
53		10	77	114	12	8	11			
54	1	27	152	135	11	23	12			
55		6	71	148	13	17	20			
56	1	28	162	134	22	19	21			
57		8	122	171	20	28	41			
58		15	226	161	13	29	39			
59		6	147	124	15	23	34			
60	1	16	241	132	24	33	39			
61		3	136	127	29	50	161			
62		7	195	97	31	22				
63		5	141	114	31	44				
64		9	146	123	27	41				
65		4	103	74	32	68				
66		7	117	107	27	39				
67		3	89	75	34	105				
68		11	105	82	40	81				
69		4	83	76	35	75				
70		6	88	97	42	79				
71		4	72	86	47	64				
72		7	80	82	43	55				
73		1	49	62	40	51				
74		4	56	72	32	47				
75			51	50	43	45				
76	1	2	64	60	27	47				

職務の 号俵	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77		3	42	57	38	101				
78		4	40	51	36					
79		3	39	47	32					
80		5	28	41	31					
81		4	33	53	31					
82		3	24	42	35					
83			29	35	44					
84		6	31	39	31					
85		2	23	32	315					
86		2	18	32						
87		3	24	45						
88		5	28	40						
89	1	1	20	42						
90		5	22	27						
91		1	10	43						
92		2	21	43						
93		2	17	198						
94			14							
95		6	17							
96		1	13							
97			11							
98		1	12							
99		1	3							
100		3	3							
101		11	36							
計	3,248	3,428	7,798	4,636	1,461	1,345	555	269	56	0

適用職員数	22,796 人
-------	----------

海事職俸給表(一) (遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、
機関士等に適用)

職務の 号俸	1	2	3	4	5	6	7
1	人						
2							
3							
4							
5							
6		5					
7		2					
8							
9		2					
10							
11							
12		1					
13							
14		1					
15							
16		1					
17							
18		1	1				
19		1					
20	1	1					
21							
22		2					
23							
24							
25		1					
26	1						
27			1				
28	1	1					1
29							1
30		1	1				1
31			2	1			2
32		2	1				1
33		1	1				
34		1	1				2
35				2			1
36			1				1
37			1				1
38			2	1			
39		1					
40			1	1			
41			6	3			1
42				2	1		
43		1	1	3			
44			2	2	1		
45				2	2		1
46		1	1	3			
47			7	1	4		
48		1	3	3	2		1
49			4	3	2		
50		1	2	1			
51			2	1	2		
52			4	2	3		
53			1	3	1		
54			1	1			
55			2	2	2		
56				1			
57				1			
58			1	2			
59		1	4	3	1		
60				1	1		
61							
62		1	1	1			
63				1			
64			1	1			
65			1				
66			4	1			
67			3		1		
68			2				
69		1		1			
70				1			
71					1		
72							
73			1	1	1		
74			1				
75				2			
76				3			

職務の 級 号俸	1	2	3	4	5	6	7
77	人	人	人	人	人	人	人
78			1				
79							
80			1	2			
81							
82			1	2			
83							
84			1				
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101			1				
計	3	32	73	61	25	14	0

適用職員数	208 人
-------	-------

海事職俸給表(二) (船舶に乗り組む職員で海事職俸給表(一)の適用を受けないものに適用)

職務の 号俸	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12		1				
13						
14						
15						
16		1				
17						
18		2				
19		1				
20		2				
21		1				
22						
23		2				
24		3				
25						
26		1				
27	4	1				
28		8				
29						
30	2	2				
31		1				
32		2				
33	5					
34		2				
35		1				1
36	2	3				
37						1
38		1	1			
39						
40	3	2	2			
41						1
42	1	4				1
43		1				
44		3	1			
45		2				
46		3				
47		2				
48		2	3			
49					1	
50				1	1	
51		2		1		
52		6		1	1	
53				1		
54		1		1		
55		1		1		
56		4			1	
57			2			
58		1	4			
59		1	2		1	
60		9	1		4	
61			3			
62		4	8		2	
63			2		1	
64		3	3		2	1
65		1	2			
66			2		3	
67		3	1		1	
68		5	3		2	1
69			2		1	
70		2	4		2	
71		2	2		1	
72		1	3		1	1
73			2		2	
74		1	2		1	1
75		1	1		1	1
76		5	3		2	1

職務の 級 号俸	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
77			4			
78		1		3		
79				1		
80		1	1	2	3	
81		1		2	1	
82		1		1	1	
83			1	1		
84					3	
85			1	1		
86					3	
87			1	1	1	
88			1		3	
89		1			30	
90				2		
91			1			
92		1		3		
93				1		
94						
95				3		
96		1	1	2		
97				2		
98			1	2		
99			1	2		
100				2		
101				2		
102						
103				1		
104				1		
105						
106			1	1		
107				2		
108			1			
109				7		
110						
111						
112			1			
113			1			
計	17	114	82	76	51	4
適用職員数					344 人	

教育職俸給表(一)

〔大学に準ずる教育施設に勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員等に適用〕

職務の級 号俸	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					1
13					
14	1				
15					
16					
17					
18	1				
19					
20	1				
21					
22			2		
23			1		
24		1			
25		1			
26		3			
27					
28					
29					
30					
31	1				1
32		2			2
33		1			1
34			1		1
35					1
36	1				
37					1
38	1	2			
39					2
40					1
41					2
42	1		1		2
43			1		3
44	1	1	1		
45	1				2
46		1	1		
47					
48		1	2		
49			1		
50		1			1
51			1		1
52			1		1
53			2		
54					
55			1		1
56			2		2
57					
58					1
59					1
60					1
61		1			
62		1			
63		1			
64			1		
65					
66					
67					
68			1		
69					
70	1				
71			1		
72					
73			1		
74					
75					
76					

職務の 級 号俸	1	2	3	4	5
77					
78					
79	1				
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
計	11	17	27	25	1

適用職員数	81 人
-------	------

教育職俸給表(二)

〔高等専門学校に準ずる教育施設に勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員等に適用〕

職務の級 号俸	1	2	3
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16		1	
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27		2	
28		1	
29			
30			
31			
32		1	
33			
34			
35			
36		1	
37			
38		1	
39			
40		2	
41			
42		1	
43		1	
44		1	
45			
46			
47			
48		1	
49			
50		1	
51			
52		3	
53			
54		3	
55			
56		4	
57			
58		1	
59		1	
60		1	
61			
62		1	
63		2	
64		2	
65		1	
66			
67		1	
68			
69			
70		3	
71		1	
72			
73			
74		1	
75		1	
76		3	

職務の 号俸	1	2	3
77			
78			
79		2	
80		1	
81			
82		1	
83		2	
84			
85			
86		1	
87		2	
88		2	
89			
90		2	
91		2	
92		2	
93			
94			
95			
96		3	
97		1	
98		2	
99		1	
100		1	
101		3	
102		1	
103			
104		3	
105		2	
106		2	
107			
108			
109		4	
110		2	
111		1	
112			
113		4	
114			
115		1	
116		1	
117			
118		2	
119		1	
120		1	
121		1	
122			
123		1	
124			
125		5	
126			
127			
128			
129			
130			
131			
132			
133			
134			
135			
136			
137			
138			
139			
140			
141			
計	0	103	0

適用職員数	103 人
-------	-------

研究職俸給表 (試験所、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用)

職務の 号俸	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9			1		2	
10					1	
11						
12			1		1	
13			1			
14					1	
15			1			
16		1	3	1	3	
17		1	2		2	
18			3	1	3	
19		2	2	1	1	
20		4	6	1	1	
21			5	2	5	
22		5	5	2	9	
23			4	3	10	
24		2	4	7	7	
25		4	6		5	
26		6	16	7	9	
27		2	8	4	9	
28		5	13	2	8	
29		2	5	8	12	
30	3	8	8	7	12	
31		1	7	7	7	
32		7	9	11	15	
33	1	3	7	8	5	
34		8	10	12	12	
35	1	5	13	9	13	
36	3	9	13	12	11	
37	1	2	15	7	11	
38		9	8	11	10	
39		4	7	7	3	
40	2	9	13	9	15	
41		12	7	19	18	
42		10	6	7	11	
43		5	10	9	17	
44		10	11	9	11	
45		2	7	7	12	
46	1	10	4	9	11	
47		2	6	13	9	
48		11	3	2	10	
49		5	6	9	12	
50		11	5	4	13	
51		6	7	5	12	
52		7	8	7	8	
53		2	3	5	10	
54		9	4	3	11	
55		3	4	7	7	
56		15	4	4	12	
57		1	3	3	9	
58		6	4	4	5	
59		1	5	4	5	
60		9	3	3	2	
61		1	1	4	6	
62		7	1	2	5	
63		2		5	5	
64		5	1	3	2	
65		3	1		6	
66		3	1	2	3	
67		1		2	1	
68		2		2		
69		1	1	2		
70		1		5		
71		1		2	1	
72		2	1	2		
73				10	2	
74		1				
75		1				
76		2				

職務の 号俸 級	1	2	3	4	5	6
77	人					
78		1				
79		1	1			
80		2	2			
81	1	1				
82						
83			1			
84		2				
85		1				
86		3				
87			1			
88						
89		1	3			
90						
91						
92						
93						
94						
95		1				
96		1				
97						
98		1				
99						
100		1				
101						
102						
103						
104		1				
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116		1				
117		1				
118		1				
119						
120						
121		1				
計	13	290	321	313	439	0

適用職員数	1,376 人
-------	---------

医療職俸給表(一) (病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

職務の級 号俸	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4		1			
5					
6		1			
7	4				
8	2	1			
9					
10	3				
11	1	1			
12		1			
13	1	1			
14	1	2			
15	1	3			
16	2	1			
17					
18	3				
19	1				
20	5	4			
21	2				
22	2	1		1	
23	1	4			
24	6	4	1	1	
25				1	
26	4	2			
27	7	1			
28	11	5			
29		2	1	2	
30	3	2	1	1	
31	1	2		1	
32	7	3		1	
33		3	2		
34	2	5		1	
35	1	3	1		
36	3	10	1	2	
37	1	4	1	1	
38	2	13	1		
39	2	2	3	3	
40	4	6	2	2	
41	2	6	2	1	
42	3	5	3	3	
43	1	8	3	1	
44	5	3	3	2	
45	1	14	4	3	
46	2	6	4	1	
47	1	4	3		
48		4	7	4	
49		10	5	2	
50	1	2	4	1	
51	2	4	8	1	
52	4	7	2	4	
53	3	1	1		
54	1	4	5	3	
55	2	3	3		
56		4	5		
57	3	3	3	3	
58	2	5	4		
59		4	9		
60	1	6	5	1	
61		4	5		
62	1	1	4	1	
63		1	2		
64	2	7	7		
65	5	4	2	1	
66		4	2		
67		6			
68		5	2		
69		1	2		
70		3	2		
71		5	3		
72		6	2		
73		1	5		
74		2	2		
75					
76		4			

職務の 号俸	1	2	3	4	5
77	人	人	人	人	人
78		1	1		
79		1	1		
80		3			
81					
82		3			
83		1	1		
84		5	1		
85		3	1		
86		1			
87		7	1		
88					
89		1	4		
90		4			
91					
92		1			
93		2			
94		2			
95		1			
96		3			
97		4			
計	125	288	146	49	0

適用職員数	608 人
-------	-------

医療職俸給表(二) (病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士等に適用)

職務の 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8
1	人							
2		人						
3		2						
4		6						
5		1		1				
6		2						
7		2						
8		3						
9		3						
10		1						
11		3						
12		3						
13		1						
14		2						
15		1	1					
16		2	1					
17		2						
18	2	1						
19	2							
20		5		1				
21		2						
22	4	3						
23	1	1						
24	2	3	1		1			
25	1	2						
26			1					
27	2	3						
28	1	2						
29								
30	5	3						
31		5						
32		5	1				1	
33		1	2					
34	1	3						
35			1					
36	1	2						
37	1	2	2					
38	2	1	1					
39		2	1					
40		3	1					
41		2						
42								
43		1	2					
44		4	1					
45		1	1					
46			2	2			1	
47		1	3	2		1	1	
48		4	1			2		
49	2	1						
50		2	2					
51		1	2		1			
52		3	2					
53		2	1					
54		1					1	
55		2	3			1	1	
56		1				1		
57			2			1		
58	1	2	1			1	1	
59		1	2					
60		4		1				
61								
62		1	2					
63		3	4			1		
64		1	3		1	1		
65		1	5					
66			1	1	1			
67		2	4	1	1			
68		3	4	2	1			
69		1	2	1				
70		4	3	1	1			
71		1	3					
72	1		7	2	2			
73			5	1				
74		2	1	2				
75			2	2				
76		2	5					

職務の 号俸 級	1	2	3	4	5	6	7	8
77	人		2	1	2			
78		1	4	3				
79		3	1	1				
80		2		2	1			
81			4	3				
82			2					
83			3	4				
84		1		1	1			
85					1			
86		2	2	1				
87			1	3				
88			3	2				
89			4	2				
90				3				
91			3					
92		1	1	1				
93		1	1	3				
94				1				
95		1	2	2				
96			1	3				
97				4				
98		1	1	1				
99		1	1					
100		2			2			
101				1				
102			2					
103			1					
104			2	3				
105		12		5				
106								
107								
108			1					
109			1					
110			1					
111			1					
112								
113			5					
計	29	167	140	70	22	5	1	0

適用職員数	434 人
-------	-------

医療職俸給表(三) (病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師等に適用)

職務の 号級	1	2	3	4	5	6	7
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3		7					
4		1					
5							
6		8					
7		1					
8		2					
9		5					
10		2					
11		4					
12		10					
13		5					
14		1					
15		6					
16		13					
17		3					
18		4					
19		4					
20		8					
21		2					
22		5					
23		4					
24		22	3				
25		4					
26		9	2				
27		8	1				
28	2	15					
29		5					
30		5					
31	1	6					
32		16					
33		8					
34	2	6					
35	1	10					
36		19					
37		7					
38		12	2				
39	1	10	1				
40	1	24	1				
41		3					
42		25					
43		11					
44		18	1				
45		4					
46		11					
47		5				1	
48		22					
49		11					
50		9				1	
51		14					
52	1	16					
53		9	1				
54		7	2				
55		4					
56		20					
57		8	2				
58	2	5	1				
59	1	7					
60		18					
61	1	13	1				
62	2	10	1				
63		8	2				
64		20	2				
65		6	1				
66	2	13			1		
67	1	7	3				
68	1	17	2				
69		6	1				
70	1	7		2			
71		5	1				
72	2	12	2				
73		6	3				
74	1	7	3				
75		10	2			1	
76	2	17					

職務の級 号俸	1	2	3	4	5	6	7
77	1	5	4				
78		15	1	1	1		
79	2	10	1		1		
80	3	15	1		1		
81	2	10	2	2			
82		23	4				
83		9	8	1	2		
84	1	14	6				
85	2	9	5				
86		15	6		1		
87	1	17	1	1			
88	1	9	7	1	1		
89		13	6		1		
90	1	7	4				
91		13	3	1			
92		8	2		1		
93	2	12	3	2	1		
94	1	10	4	1			
95		12	1				
96		17	2				
97	2	9	3				
98	1	10	1				
99		10	4	1			
100	2	9	2				
101	1	18	5	2			
102	1	7	2	2			
103	3	7	4				
104	3	12		2			
105		8	2	1			
106	2	12	1	1			
107	3	8	3	2			
108	4	12	1	3			
109	5	10	1	5			
110	1	5	1	1			
111	5	9	2	2			
112	1	10	1	2			
113	1	7	2	2			
114	1	11					
115	1	8					
116	4	7	2				
117	1	6	1				
118	2	6	2				
119	1	12	3				
120	8	7					
121	3	8	1				
122	7	5	3				
123	4	6	1				
124	3	6	4				
125	2	3	8				
126	4	6					
127	4	3					
128	5	7					
129	3	6					
130	1	3					
131	1	4					
132	2	3					
133	4	3					
134	2	5					
135	5	4					
136	3	5					
137							
138	2	7					
139	5	3					
140	1	3					
141	3	2					
142	2	2					
143	1	3					
144	2	5					
145	4	2					
146	2	6					
147	1	2					
148	6	2					
149	1	3					
150	4	3					
151		3					
152	1	1					

職務の 号俸	1	2	3	4	5	6	7
153	人	人	人	人	人	人	人
154		6					
155	1						
156	8						
157							
158	2						
159	4						
160	2						
161	2						
162	1						
163	1						
164	4						
165							
166	2						
167	2						
168	2						
169	2						
計	216	1,265	173	38	12	2	0

適用職員数	1,706 人
-------	---------

福祉職俸給表

〔障害者支援施設、児童福祉施設等に勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員に適用〕

職務の級 号俸	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8		1				
9						
10		1				
11						
12		5				
13						
14						
15		2				
16		1				
17						
18		4				
19	1	1				
20	1	2		1		
21		1				
22		3				
23	1		1			
24	2	6				
25	1	2	1			
26	3	5				
27	1		1			
28		3	1			
29	2	1				
30	2	2	2			
31		3				
32	1	3				
33	1	1		1		
34		3				
35			1			
36		1				
37	1	1				
38	1	3	1			
39		9				
40		6	1			
41	1					
42	1	6				
43	1	2	1	1		
44	4	1	2			
45	1	1	1	3		
46	2			1		
47		1	1	2		
48	1					
49		1		2	1	
50	1			1	1	
51	1					
52	3	1		2		
53		1		4	2	
54	4	1		1	1	
55	2	1				
56			1	3	1	
57		1		3		
58				1		
59				2	2	
60	3	2		3	1	
61				1	2	
62	3		2	1	1	
63		1		2	2	
64		1				
65				1	1	
66	2		1	1		
67		1				
68		2				
69				1		
70				1		
71				2	1	
72	1			2		
73				1		
74		1			2	
75	2					
76	1			1		

職務の 級 号俸	1	2	3	4	5	6
77	人	人	人	人	人	人
78	1	1	1			
79		1		1		
80				1		
81				1		
82		1		2		
83	1	1				
84						
85				1		
86						
87						
88						
89				1		
90						
91						
92						
93				1		
94		1				
95						
96						
97						
98						
99		1				
100		1				
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109		1				
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118	1					
119	1					
120						
121						
122						
123						
124						
125	1					
126						
127						
128						
129						
130	1					
131						
132						
133						
134						
135						
136	1					
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計	59	103	19	52	18	0

適用職員数	251 人
-------	-------

専門スタッフ職俸給表

〔行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員に適用〕

職務の級 号俸	1	2	3
1			3
2			1
3			1
4			2
5			2
6			1
7			6
8			5
9			3
10	1		1
11			6
12			4
13			3
14	2		3
15			3
16			2
17			
18			
19			1
20			1
21			5
22			
23			
24			
25			
26	1		
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47	1		
48			
49			
50			
51			
52	1		
53			
54	1		
55			
56			
57			
58			
59			
60			
61			
62			
63			
64			
65			
66			
67			
68			
69			
70			
71			
72			
73			
74			
75			
76			
77			
計	7	39	52
適用職員数			98 人

指定職俸給表 (事務次官、外局長、本省の局長、規模の大きい試験所、研究所、病院又は療養所の長等の官職を占める職員に適用)

号 俸	人 員
1	2 人
2	190
3	375
4	148
5	64
6	15
7	20
8	18

適用職員数 832 人

特定任期付職員俸給表 (高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用)

号 俸	人 員
1	22 人
2	52
3	55
4	72
5	54
6	15
7	7
(974,000)	1
(1,098,000)	1
(1,207,000)	1

適用職員数 280 人

(注) ()内は、俸給月額(単位:円)を示す。

第一号任期付研究員俸給表 (招へいされて高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事する職員に適用)

号 俸	人 員
1	13 人
2	5
3	1
4	
5	
6	

適用職員数 19 人

第二号任期付研究員俸給表 (先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事する職員に適用)

号 俸	人 員
1	30 人
2	13
3	1

適用職員数 44 人

第15表 再任用職員の適用俸給表別、級別人員

(平成22年国家公務員給与等実態調査)

1 フルタイム勤務職員

俸給表	級計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職俸給表(一)	235	1	71	150	4	7	1	1				
行政職俸給表(二)	88	7	45	36								
専門行政職俸給表	98		98									
税務職俸給表	12			12								
公安職俸給表(一)	288	2	159	37	30	26	30	1		3		
公安職俸給表(二)	197		115	60	16	6						
海事職俸給表(一)	2	2										
海事職俸給表(二)	8		8									
教育職俸給表(一)	5	1		4								
研究職俸給表	3		2		1							
医療職俸給表(二)	7	2	4	1								
医療職俸給表(三)	11	7	4									
専門スタッフ職俸給表	1			1								
俸給表計	955											
60歳	497											
61歳	249											
62歳	193											
63歳	16											

(注) 該当人員0の級は空欄とした。(次表において同じ。)

2 短時間勤務職員

俸給表	級計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職俸給表(一)	1,416	5	740	655	16							
行政職俸給表(二)	103	1	17	85								
専門行政職俸給表	34		34									
税務職俸給表	421			421								
公安職俸給表(一)	3		1	1	1							
公安職俸給表(二)	198		198									
研究職俸給表	20		20									
医療職俸給表(二)	2			2								
俸給表計	2,197											
60歳	834											
61歳	635											
62歳	610											
63歳	118											

2 民間給与関係

平成22年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった人事院の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職国家公務員の給与を検討するため、平成22年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事院並びに都道府県、政令指定都市、特別区、熊本市及び和歌山市の各人事委員会

(3) 調査の範囲

- ① 調査対象事業所 企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類（ア～ソ）に分類された51,027事業所

ア 漁業	サ 学術研究、専門・技術サービス業（中分類の学術・開発研究機関及び広告業に分類されるもの）
イ 鉱業、採石業、砂利採取業	シ 生活関連サービス業、娯楽業（中分類のその他の生活関連サービス業に分類されるもの）
ウ 建設業	ス 教育、学習支援業（中分類の学校教育に分類されるもの）
エ 製造業	セ 医療、福祉（中分類の医療業及び社会保険・社会福祉・介護事業に分類されるもの）
オ 電気・ガス・熱供給・水道業	ソ サービス業（中分類の政治・経済・文化団体に分類されるもの）
カ 情報通信業	
キ 運輸業、郵便業	
ク 卸売業、小売業	
ケ 金融業、保険業	
コ 不動産業、物品賃貸業	

- ② 調査対象職種 78職種（行政職（一）相当職種22職種 その他の職種56職種）

(4) 調査対象の抽出

- ① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を、都道府県等別に組織、規模、産業により918層に層化し、これらの層から11,135事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第16表のとおりである。

- ② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

(5) 集 計

- ① 調査実人員 初任給関係 24,780人（行政職（一）に相当する調査実人員21,906人）、初任給関係以外の調査職種 429,839人（行政職（一）に相当する調査実人員374,326人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、3,414,186人であり、行政職（一）に相当するものは 2,664,453人である。）

- ② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

- ③ 集計については、その一部分を独立行政法人統計センターに依頼した。

第16表 企業規模別調査事業所数

(平成22年職種別民間給与実態調査)

その1 産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模 産業	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	9,989	1,611	1,239	1,192	4,049	1,898
漁業	4	0	0	0	3	1
鉱業、採石業、砂利業 採取業、建設業	804	124	106	95	244	235
製造業	4,815	559	575	579	2,065	1,037
電気・ガス・熱供給 ・水道業、情報通信 業、運輸業、郵便業	1,911	491	252	208	602	358
卸売業、小売業	1,056	123	147	139	470	177
金融業、保険業、不 動産業、物品賃貸業	519	187	89	57	148	38
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	880	127	70	114	517	52

(注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が66、調査不能の事業所が1,080あった。

2 「サービス業」に含まれる産業は、学術・開発研究機関、広告業、その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体である。

その2 地域別、企業規模別調査事業所数

地 域	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
地 域 計	9,989	1,611	1,239	1,192	4,049	1,898
北 海 道 ・ 東 北	1,192	177	105	128	533	249
関 東 甲 信 越	2,273	384	288	288	871	442
東 京 都	879	152	130	137	325	135
中 部	1,474	254	189	156	580	295
近 畿	1,454	272	197	184	565	236
中 国 ・ 四 国	1,397	206	146	168	603	274
九 州 ・ 沖 縄	1,320	166	184	131	572	267

(注) 各地域に含まれる道府県は、次のとおりである。

- 「北海道・東北」… 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- 「関東甲信越」…… 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
- 「中部」…………… 富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- 「近畿」…………… 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 「中国・四国」…… 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- 「九州・沖縄」…… 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

第17表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(平成22年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			円	円	円	円
事務 ・ 技術 関係	新卒事務員	大学卒	194,806	197,636	192,890	189,224
		短大卒	167,444	168,620	166,019	167,825
		高校卒	156,061	157,881	154,637	156,079
	新卒技術者	大学卒	198,236	202,336	196,093	193,578
		短大卒	177,544	178,780	175,817	178,454
		高校卒	159,897	160,294	159,365	160,474
	新卒事務員・技術者計	大学卒	195,987	199,066	194,060	191,074
		短大卒	172,369	173,408	170,648	174,380
		高校卒	158,060	159,165	157,057	158,376
そ の 他	新卒船員	海上技術 学校卒	* 206,610	—	x	* 210,739
	新卒大学助教	大学卒	* 249,600	x	x	—
	新卒大学助手	大学卒	* 208,573	—	* 208,573	—
	新卒高等学校教諭	大学卒	213,493	* 210,942	214,469	* 209,013
	新卒研究員	大学卒	200,899	203,614	195,999	* 205,739
	新卒研究補助員	短大卒	* 176,248	* 177,140	* 170,886	—
		高校卒	159,782	* 158,143	* 165,675	—
	準新卒医師	大学卒	442,926	452,663	* 373,929	—
	準新卒薬剤師	大学卒	222,611	215,873	230,197	—
	準新卒診療放射線技師	養成所卒	199,608	* 199,358	* 200,582	—
	新卒栄養士	短大卒	* 152,145	* 142,811	* 161,096	—
	準新卒看護師	養成所卒	206,362	207,888	203,381	* 220,867
	準新卒准看護師	養成所卒	173,812	169,954	177,661	—

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「準新卒」とは、平成21年度中に資格免許を取得し、平成22年4月までの間に採用された場合をいう。
なお、医師については、平成19年3月大学卒業後、平成19年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成22年4月までの間に採用された者に限っている。
- 3 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第18表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

(平成22年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成22年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技術 関係 職種	支店長	756	51.5	769,614	2,251	767,363	{ 構成員50人以上の支店(社)の長の長(取締役兼任者を除く。) }	{ 本表2企業規模500人以上、本表3企業規模100人以上500人未満及び本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照 }
	大学卒	542	51.5	812,495	1,159	811,336		
	短大卒	28	51.0	655,419	578	654,841		
	高校卒	176	51.6	667,832	6,045	661,787		
	中学卒	10	50.3	562,942	0	562,942		
	工場長	639	53.0	683,817	772	683,045	{ 構成員50人以上の工場の長の長(取締役兼任者を除く。) }	同 上
	大学卒	431	53.3	726,284	735	725,549		
	短大卒	35	53.0	680,468	821	679,647		
	高校卒	166	52.2	574,321	888	573,433		
	中学卒	7	54.3	593,931	0	593,931		
	事務部長	12,142	51.8	685,264	1,722	683,542	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長の職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。) }	同 上
	大学卒	9,451	51.6	704,192	1,577	702,615		
	短大卒	546	51.4	605,395	3,652	601,743		
	高校卒	2,075	53.0	599,440	1,941	597,499		
	中学卒	70	52.3	735,864	3,147	732,717		
技術部長	8,548	51.2	651,724	1,840	649,884	同 上	同 上	
大学卒	6,314	51.0	672,459	1,830	670,629			
短大卒	682	50.2	600,830	997	599,833			
高校卒	1,496	52.6	587,243	2,318	584,925			
中学卒	56	54.5	519,237	1,195	518,042			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成22年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部次長	4,217	49.6	644,570	2,877	641,693	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	本表2企業規模500人以上、 本表3企業規模100人以上 500人未満及び 本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大学卒	3,333	49.3	665,628	2,862	662,766		
	短大卒	181	50.4	555,214	1,733	553,481		
	高校卒	690	51.0	554,666	3,311	551,355		
	中学卒	13	51.1	490,742	1,832	488,910		
	技術部次長	2,381	50.0	634,739	2,179	632,560	同 上	同 上
	大学卒	1,660	49.7	662,538	1,735	660,803		
	短大卒	230	49.9	558,675	3,750	554,925		
	高校卒	473	51.2	557,254	3,433	553,821		
	中学卒	18	52.5	491,399	0	491,399		
	事務課長	23,724	47.5	571,101	6,589	564,512	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
	大学卒	16,364	46.9	587,812	6,560	581,252		
	短大卒	1,524	47.2	521,744	5,662	516,082		
	高校卒	5,720	49.6	524,674	7,000	517,674		
	中学卒	116	52.4	466,739	5,138	461,601		
	技術課長	21,534	47.8	551,456	5,366	546,090	同 上	同 上
	大学卒	13,220	46.9	563,058	5,050	558,008		
	短大卒	2,099	47.3	529,190	4,672	524,518		
高校卒	6,048	50.1	530,419	6,536	523,883			
中学卒	167	52.3	494,412	3,397	491,015			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成22年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	7,133	45.1	518,048	36,570	481,478	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	本表2企業規模500人以上、 本表3企業規模100人以上 500人未満及び 本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大学卒	4,626	43.5	530,608	38,853	491,755		
	短大卒	554	46.3	489,772	35,063	454,709		
	高校卒	1,907	49.1	490,684	29,882	460,802		
	中学卒	46	53.9	510,319	55,679	454,640		
	技術課長代理	4,790	45.8	478,297	31,818	446,479	同 上	同 上
	大学卒	2,575	44.3	479,006	30,189	448,817		
	短大卒	482	45.0	457,312	35,334	421,978		
	高校卒	1,678	48.9	483,537	34,685	448,852		
	中学卒	55	54.4	468,491	17,943	450,548		
	事務係長	22,161	43.3	461,961	55,230	406,731	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	同 上
	大学卒	11,915	41.4	472,025	58,954	413,071		
	短大卒	2,316	42.9	427,955	47,372	380,583		
	高校卒	7,782	47.0	453,617	50,681	402,936		
	中学卒	148	51.6	436,873	44,035	392,838		
	技術係長	20,381	43.6	475,830	68,184	407,646	同 上	同 上
	大学卒	9,790	41.3	475,233	68,838	406,395		
	短大卒	2,249	43.0	455,311	63,951	391,360		
高校卒	8,161	47.3	482,498	67,939	414,559			
中学卒	181	50.1	500,934	90,806	410,128			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成22年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	19,166	40.3	397,806	45,319	352,487	{ 本表2企業規 模500人以上、 本表3企業規 模100人以上 500人未満及び 本表4企業規 模50人以上100 人未満の対応 級欄参照
	大学卒	9,967	38.1	406,907	48,463	358,444	
	短大卒	2,817	40.9	366,104	37,975	328,129	
	高校卒	6,262	44.2	394,967	42,878	352,089	
	中学卒	120	50.3	393,649	29,434	364,215	
	技術主任	18,705	40.1	426,135	59,923	366,212	同 上
	大学卒	10,098	38.4	427,001	58,698	368,303	
	短大卒	2,221	40.6	408,092	55,705	352,387	
	高校卒	6,237	44.2	431,799	64,849	366,950	
	中学卒	149	48.3	435,138	66,138	369,000	
	事務係員	120,218	34.3	319,972	38,035	281,937	同 上
	大学卒	56,867	31.9	334,382	45,085	289,297	
	短大卒	20,820	35.6	295,850	27,069	268,781	
	高校卒	41,789	38.7	302,701	29,297	273,404	
	中学卒	742	46.9	329,432	30,465	298,967	
技術係員	87,831	33.3	337,375	53,524	283,851	同 上	
大学卒	45,703	31.4	341,364	56,194	285,170		
短大卒	11,082	33.3	315,997	45,684	270,313		
高校卒	30,344	36.6	336,985	51,500	285,485		
中学卒	702	49.8	373,385	49,074	324,311		

2 企業規模500人以上

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成22年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技術 関係 職種	支店長	693	51.5	781,338	2,210	779,128	{ 構成員50人以上の支店(社)の長の (取締役兼任者を除く。)	行政職(一) 9級、10級
	大学卒	506	51.5	822,845	1,095	821,750		
	短大卒	19	50.4	679,715	178	679,537		
	高校卒	159	51.6	673,114	6,260	666,854		
	中学卒	9	50.5	565,659	0	565,659		
	工場長	433	53.2	740,491	676	739,815	{ 構成員50人以上の工場の長の (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	331	53.4	759,772	792	758,980		
	短大卒	19	53.7	773,376	1,528	771,848		
	高校卒	80	52.5	653,131	0	653,131		
	中学卒	3	52.0	687,612	0	687,612		
事務部長	7,696	51.8	731,134	1,506	729,628	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長の 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上	
大学卒	6,402	51.5	742,401	1,516	740,885			
短大卒	261	51.9	654,828	327	654,501			
高校卒	998	53.8	654,719	1,816	652,903			
中学卒	35	51.1	841,641	769	840,872			
技術部長	5,792	51.3	691,593	1,601	689,992	同上	同上	
大学卒	4,684	51.0	702,444	1,767	700,677			
短大卒	351	50.7	657,480	803	656,677			
高校卒	741	53.4	639,301	922	638,379			
中学卒	16	53.0	596,606	1,251	595,355			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成22年 4 月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A - B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部次長	2,744	49.2	690,767	2,921	687,846	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	行政職(一) 9級、10級
	大学卒	2,321	49.0	704,478	2,739	701,739		
	短大卒	79	49.5	597,172	2,029	595,143		
	高校卒	337	50.9	611,641	4,634	607,007		
	中学卒	7	49.9	546,874	0	546,874		
	技術部次長	1,633	50.0	677,037	1,405	675,632	同 上	同 上
	大学卒	1,271	49.6	690,615	1,264	689,351		
	短大卒	135	50.3	587,996	1,620	586,376		
	高校卒	224	52.7	634,331	2,352	631,979		
	中学卒	3	57.3	676,229	0	676,229		
	事務課長	16,454	47.5	600,773	7,292	593,481	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職(一) 7級、8級
	大学卒	11,909	46.9	611,888	7,079	604,809		
	短大卒	921	47.8	552,143	6,592	545,551		
	高校卒	3,572	50.2	565,618	8,506	557,112		
	中学卒	52	51.0	536,094	4,710	531,384		
技術課長	15,155	47.9	577,076	4,955	572,121	同 上	同 上	
大学卒	10,175	47.0	580,197	4,758	575,439			
短大卒	1,279	47.9	563,543	4,596	558,947			
高校卒	3,629	50.9	572,582	5,856	566,726			
中学卒	72	52.9	539,750	900	538,850			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成22年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A - B)			
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	4,586	45.3	546,995	41,885	505,110	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	行政職(一) 5級、6級
	大学卒	3,120	43.5	554,538	44,337	510,201		
	短大卒	299	48.1	539,354	43,062	496,292		
	高校卒	1,128	50.0	525,319	33,023	492,296		
	中学卒	39	54.5	544,774	65,751	479,023		
	技術課長代理	3,225	46.0	494,213	29,963	464,250	同 上	同 上
	大学卒	1,818	44.3	487,498	27,550	459,948		
	短大卒	279	45.4	478,709	36,509	442,200		
	高校卒	1,091	50.2	515,197	34,626	480,571		
	中学卒	37	55.9	521,579	20,144	501,435		
	事務係長	13,674	43.6	495,757	64,937	430,820	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	行政職(一) 3級、4級
	大学卒	7,653	41.5	503,020	69,274	433,746		
	短大卒	1,143	43.3	467,272	58,505	408,767		
	高校卒	4,801	47.9	488,845	57,962	430,883		
	中学卒	77	52.5	484,736	57,944	426,792		
	技術係長	14,083	43.9	496,056	73,688	422,368	同 上	同 上
	大学卒	7,119	41.4	489,530	73,051	416,479		
	短大卒	1,293	43.7	481,666	72,006	409,660		
高校卒	5,559	48.1	510,251	74,619	435,632			
中学卒	112	51.5	547,949	105,330	442,619			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成22年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A - B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	11,051	40.8	425,872	51,499	374,373	行政職(一) 2級(一部は 3級、4級)
	大学卒	6,074	38.4	430,540	54,732	375,808	
	短大卒	1,442	41.7	391,724	42,271	349,453	
	高校卒	3,461	45.4	431,415	49,097	382,318	
	中学卒	74	50.3	419,605	32,413	387,192	
	技術主任	11,959	40.4	443,509	62,278	381,231	同 上
	大学卒	6,945	38.7	438,612	59,678	378,934	
	短大卒	1,187	41.1	432,387	57,653	374,734	
	高校卒	3,743	45.2	463,551	72,345	391,206	
	中学卒	84	51.4	476,034	78,892	397,142	
	事務係員	66,067	34.3	337,389	43,565	293,824	行政職(一) 1級
	大学卒	33,607	31.7	345,700	50,293	295,407	
	短大卒	10,402	36.0	312,733	30,200	282,533	
	高校卒	21,697	39.6	331,161	34,795	296,366	
	中学卒	361	51.0	358,998	31,504	327,494	
	技術係員	53,898	33.3	346,956	56,917	290,039	同 上
	大学卒	28,430	31.2	348,122	59,034	289,088	
	短大卒	5,837	33.2	325,247	48,012	277,235	
	高校卒	19,190	36.8	350,480	55,742	294,738	
	中学卒	441	52.5	399,947	56,008	343,939	

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成22年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	59	52.0	633,949	2,898	631,051	構成員50人以上の支店(社)の長の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職(一) 7級、8級
	大 学 卒	32	52.1	654,110	2,431	651,679		
	短 大 卒	9	52.6	593,206	1,600	591,606		
	高 校 卒	17	51.6	623,453	4,237	619,216		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		
	工 場 長	176	52.5	574,253	905	573,348	構成員50人以上の工場の長の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	92	53.3	618,966	411	618,555		
	短 大 卒	15	52.2	581,814	0	581,814		
	高 校 卒	67	51.5	504,405	1,899	502,506		
	中 学 卒	2	52.5	604,047	0	604,047		
	事 務 部 長	3,696	52.1	599,642	1,649	597,993	2課以上又は構成員20人以上の部の長の職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	2,607	52.0	615,524	1,366	614,158		
	短 大 卒	232	51.1	551,535	5,836	545,699		
	高 校 卒	839	52.5	558,081	1,419	556,662		
	中 学 卒	18	55.2	607,180	8,009	599,171		
技 術 部 長	2,148	51.2	561,530	1,870	559,660	同 上	同 上	
大 学 卒	1,329	51.2	577,606	1,703	575,903			
短 大 卒	258	49.4	535,006	992	534,014			
高 校 卒	531	51.7	539,165	2,732	536,433			
中 学 卒	30	54.4	495,188	1,509	493,679			

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成22年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A - B)			
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部次長	1,209	50.5	537,268	2,006	535,262	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	行政職(一) 7級、8級
	大学卒	847	50.2	553,417	2,362	551,055		
	短大卒	79	51.7	508,863	1,510	507,353		
	高校卒	281	51.3	496,085	985	495,100		
	中学卒	2	58.8	465,477	9,284	456,193		
	技術部次長	595	50.1	503,148	2,789	500,359	同 上	同 上
	大学卒	320	50.0	516,521	2,387	514,134		
	短大卒	77	49.1	512,225	2,359	509,866		
	高校卒	190	50.4	480,149	3,881	476,268		
	中学卒	8	52.8	462,490	0	462,490		
	事務課長	6,110	47.4	491,534	4,268	487,266	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職(一) 5級、6級
	大学卒	3,844	46.9	508,749	4,556	504,193		
	短大卒	500	46.1	461,682	4,151	457,531		
	高校卒	1,724	48.8	457,288	3,671	453,617		
	中学卒	42	54.5	440,496	267	440,229		
	技術課長	5,140	47.3	470,068	6,461	463,607	同 上	同 上
	大学卒	2,570	46.7	481,169	6,086	475,083		
	短大卒	684	45.7	460,432	4,347	456,085		
	高校卒	1,820	48.5	458,328	7,862	450,466		
	中学卒	66	51.3	461,970	5,618	456,352		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成22年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	2,134	44.8	460,722	25,451	435,271	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	行政職(一) 4級
	大学卒	1,276	43.7	479,540	26,210	453,330		
	短大卒	217	44.0	423,102	24,182	398,920		
	高校卒	634	48.0	428,997	24,227	404,770		
	中学卒	7	51.3	362,837	12,565	350,272		
	技術課長代理	1,209	45.2	439,665	34,953	404,712	同 上	同 上
	大学卒	621	44.1	446,219	35,172	411,047		
	短大卒	159	44.7	438,813	37,824	400,989		
	高校卒	418	46.9	431,358	34,091	397,267		
	中学卒	11	51.8	398,646	15,822	382,824		
	事務係長	6,729	42.7	399,585	36,121	363,464	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	行政職(一) 3級
	大学卒	3,444	41.2	407,834	35,799	372,035		
	短大卒	934	42.2	379,463	33,215	346,248		
	高校卒	2,303	45.4	392,989	38,096	354,893		
	中学卒	48	50.0	400,663	28,379	372,284		
	技術係長	4,996	42.9	409,152	48,555	360,597	同 上	同 上
	大学卒	2,229	41.2	412,743	48,510	364,233		
	短大卒	748	41.8	404,968	47,259	357,709		
	高校卒	1,964	45.1	405,830	48,425	357,405		
中学卒	55	47.6	425,541	66,423	359,118			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成22年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A - B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	6,285	39.3	358,514	36,833	321,681	行政職(一) 2級(一部は 3級)
	大学卒	3,115	37.4	367,171	38,045	329,126	
	短大卒	1,081	39.6	339,163	33,140	306,023	
	高校卒	2,059	42.6	352,949	36,772	316,177	
	中学卒	30	48.9	349,054	24,579	324,475	
	技術主任	5,316	39.7	380,007	54,152	325,855	同 上
	大学卒	2,573	37.6	382,224	54,540	327,684	
	短大卒	810	39.7	366,490	54,697	311,793	
	高校卒	1,882	42.5	381,400	53,203	328,197	
	中学卒	51	45.6	412,337	56,731	355,606	
	事務係員	42,694	34.1	292,085	29,155	262,930	行政職(一) 1級
	大学卒	19,338	32.3	311,739	34,564	277,175	
	短大卒	8,236	34.7	270,563	22,299	248,264	
	高校卒	14,839	37.0	267,753	23,012	244,741	
	中学卒	281	41.8	304,759	34,415	270,344	
	技術係員	26,916	33.4	315,131	46,516	268,615	同 上
	大学卒	14,354	32.0	322,907	49,571	273,336	
	短大卒	4,017	33.6	302,875	42,666	260,209	
	高校卒	8,367	35.9	305,976	42,729	263,247	
	中学卒	178	42.4	312,309	33,048	279,261	

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成22年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	4	56.4	582,380	0	582,380	構成員50人以上の支店(社)の長の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職(一) 6級、7級
	大 学 卒	4	56.4	582,380	0	582,380		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	30	53.3	506,444	1,360	505,084	構成員50人以上の工場の長の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	8	53.3	583,532	2,145	581,387		
	短 大 卒	x	x	x	x	x		
	高 校 卒	19	53.0	481,676	1,259	480,417		
	中 学 卒	2	58.6	482,107	0	482,107		
事 務 部 長	750	51.6	544,637	4,828	539,809	2課以上又は構成員20人以上の部の長の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上	
大 学 卒	442	51.7	565,488	3,978	561,510			
短 大 卒	53	49.6	542,258	14,246	528,012			
高 校 卒	238	51.5	509,517	4,344	505,173			
中 学 卒	17	54.5	471,638	7,423	464,215			
技 術 部 長	608	51.1	514,815	4,314	510,501	同 上	同 上	
大 学 卒	301	50.8	527,755	3,414	524,341			
短 大 卒	73	50.3	514,601	1,929	512,672			
高 校 卒	224	51.5	496,082	6,891	489,191			
中 学 卒	10	57.2	493,322	0	493,322			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成22年4月分平均支給額			備 考	対 応 級			
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A - B)					
								円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部次長	264	49.6	499,333	6,639	492,694	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	行政職(一) 6級、7級		
	大学卒	165	49.4	517,942	7,991	509,951				
	短大卒	23	50.0	522,242	1,080	521,162				
	高校卒	72	50.3	446,679	5,317	441,362				
	中学卒	4	47.7	402,680	0	402,680				
	技術部次長	153	48.9	495,440	10,170	485,270	同 上	同 上		
	大学卒	69	49.5	510,553	11,089	499,464				
	短大卒	18	49.8	510,315	21,590	488,725				
	高校卒	59	47.9	476,663	6,059	470,604				
	中学卒	7	49.9	472,260	0	472,260				
	事務課長	1,160	47.5	446,461	5,931	440,530			2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職(一) 5級
	大学卒	611	47.4	461,639	5,829	455,810				
	短大卒	103	46.5	472,251	2,728	469,523				
	高校卒	424	47.8	420,543	6,388	414,155				
	中学卒	22	50.8	384,160	15,984	368,176				
	技術課長	1,239	47.1	426,790	8,192	418,598			同 上	同 上
	大学卒	475	46.0	433,608	9,125	424,483				
	短大卒	136	46.3	430,432	6,979	423,453				
高校卒	599	48.0	420,807	7,827	412,980					
中学卒	29	52.9	415,797	6,487	409,310					

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成22年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A - B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	413	43.3	413,699	20,460	393,239	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	行政職(一) 4級
	大学卒	230	41.8	418,006	18,588	399,418		
	短大卒	38	43.5	426,169	25,628	400,541		
	高校卒	145	45.6	403,754	22,221	381,533		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術課長代理	356	44.7	416,342	43,291	373,051	同 上	同 上
	大学卒	136	44.2	449,080	60,648	388,432		
	短大卒	44	43.2	373,055	19,527	353,528		
	高校卒	169	45.2	403,308	36,464	366,844		
	中学卒	7	51.8	352,416	12,133	340,283		
	事務係長	1,758	42.5	363,373	31,458	331,915	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	行政職(一) 3級
	大学卒	818	40.9	372,021	32,889	339,132		
	短大卒	239	42.4	363,021	30,650	332,371		
	高校卒	678	44.9	350,406	29,536	320,870		
	中学卒	23	52.5	354,253	31,499	322,754		
	技術係長	1,302	42.2	375,923	46,580	329,343	同 上	同 上
	大学卒	442	40.4	381,051	50,481	330,570		
	短大卒	208	40.3	364,709	40,635	324,074		
高校卒	638	44.1	376,048	45,527	330,521			
中学卒	14	47.0	377,148	58,424	318,724			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成22年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	1,830	39.9	324,362	28,538	295,824	行政職(一) 2級(一部は 3級)
	大学卒	778	37.9	345,279	31,585	313,694	
	短大卒	294	40.5	305,211	29,085	276,126	
	高校卒	742	41.8	305,589	24,750	280,839	
	中学卒	16	52.5	340,873	22,981	317,892	
	技術主任	1,430	38.9	343,195	46,857	296,338	同 上
	大学卒	580	36.7	357,850	54,474	303,376	
	短大卒	224	38.0	329,381	40,640	288,741	
	高校卒	612	41.5	331,285	40,303	290,982	
	中学卒	14	45.5	344,011	46,761	297,250	
	事務係員	11,457	35.8	270,065	22,291	247,774	行政職(一) 1級
	大学卒	3,922	33.3	295,968	27,990	267,978	
	短大卒	2,182	35.7	267,094	22,050	245,044	
	高校卒	5,253	38.2	245,555	16,902	228,653	
	中学卒	100	44.4	274,735	14,320	260,415	
	技術係員	7,017	33.9	302,433	37,441	264,992	同 上
	大学卒	2,919	32.4	321,317	41,996	279,321	
	短大卒	1,228	33.1	293,905	39,148	254,757	
高校卒	2,787	36.1	280,487	30,247	250,240		
中学卒	83	45.2	294,869	28,831	266,038		

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

(平成22年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成22年4月分平均支給額			備 考	
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A - B)		
		人	歳	円	円	円		
技能・ 労務関係 職種	電 話 交 換 手	94	46.2	280,739	4,729	276,010	見習、外国語の電話交換手を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	281	52.6	394,520	55,295	339,225		
	守 衛	606	53.9	373,664	39,222	334,442		
	用 務 員	238	52.4	300,778	12,527	288,251		
海 事	遠	船 長 ・ 機 関 長	43	48.7	930,641	0	930,641	航行区域に限定のない 総トン数20トン以上の 船舶の乗組員
		一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	39	35.3	705,730	11,638	694,092	
		二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	8	31.9	598,233	3,042	595,191	
		三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	29	25.3	417,906	207	417,699	
	洋	運 航 士	—	—	—	—	—	
		甲 板 長 ・ 操 機 長	—	—	—	—	—	
		甲 板 手 ・ 操 機 手	—	—	—	—	—	
関 係 海 職 種	近	船 長 ・ 機 関 長	35	52.4	609,319	54,542	554,777	北緯63度から南緯11度 の間及び東経94度から 175度の間の水域を航 行区域とする総トン数 20トン以上の船舶の乗 組員
		一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	42	48.0	534,710	91,665	443,045	
		二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	35	41.5	466,186	102,945	363,241	
		三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	22	32.9	394,879	129,802	265,077	
	海	甲 板 長 ・ 操 機 長	10	54.3	538,433	169,092	369,341	
		甲 板 手 ・ 操 機 手	36	42.6	447,195	131,789	315,406	
		甲 板 員 ・ 機 関 員	12	25.1	354,717	143,311	211,406	
種	沿 海	船 長 ・ 機 関 長	72	51.9	535,880	29,648	506,232	港内又は湾内を航行区 域とする総トン数5ト ン以上の船舶の乗組員
		一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	61	45.9	471,239	83,270	387,969	
		二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	48	40.1	491,720	126,909	364,811	
	三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	25	31.0	402,247	112,057	290,190		
	平 水	甲 板 長 ・ 操 機 長	26	56.0	533,110	147,039	386,071	
		甲 板 手 ・ 操 機 手	47	41.2	423,316	103,644	319,672	
甲 板 員 ・ 機 関 員		48	26.4	311,202	64,338	246,864		

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成22年4月分平均支給額			備 考	
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)		
		人	歳	円	円	円		
教 育 関 係	大 学 学 長	25	61.5	937,472	492	936,980		
	大 学 副 学 長	64	58.4	789,311	1,589	787,722		
	大 学 学 部 長	188	59.4	827,894	861	827,033		
	大 学 教 授	2,804	57.3	725,442	3,844	721,598		
	大 学 准 教 授	2,105	46.9	591,703	4,075	587,628		
	大 学 講 師	1,435	43.1	536,316	5,189	531,127		
	大 学 助 教	862	36.8	439,676	18,277	421,399		
	大 学 助 手	489	35.0	365,355	2,766	362,589		
職 種	高 等 学 校 校 長	58	61.5	822,835	2,741	820,094		
	高 等 学 校 教 頭	194	55.0	674,030	1,319	672,711		
	高 等 学 校 主 幹 教 諭	36	54.8	656,803	7,976	648,827		
	高 等 学 校 指 導 教 諭	27	50.5	621,408	11,277	610,131		
	高 等 学 校 教 諭	2,519	44.7	520,271	3,846	516,425		
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	76	52.3	794,709	231	794,478	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員 7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係) の長 下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有す る者、上記研究部(課)長 及び研究室(係)長を除 く。)	
	研 究 部 (課) 長	1,153	48.3	627,615	1,517	626,098		
	研 究 室 (係) 長	729	42.5	520,843	37,620	483,223		
	主 任 研 究 員	2,147	42.5	521,508	24,061	497,447		
	研 究 員	3,680	33.7	369,645	35,878	333,767		
医 療 関 係 職 種	研 究 補 助 員	689	35.6	324,556	30,192	294,364		
	病 院 長	84	61.6	1,567,554	29,969	1,537,585	部下に医師又は歯科医師 5人以上 上記病院長に事故等のあ るときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師 1人以上	
	副 院 長	221	55.5	1,386,311	89,306	1,297,005		
	医 科 長	852	49.3	1,213,263	138,065	1,075,198		
	医 師	1,585	40.3	1,011,961	140,473	871,488		
	歯 科 医 師	81	42.0	834,571	47,348	787,223		
	薬 局 関 係 職 種	薬 局 長	252	49.4	486,754	23,935	462,819	部下に薬剤師2人以上
		薬 剤 師	1,729	35.0	341,961	31,412	310,549	
		診 療 放 射 線 技 師	1,990	38.4	385,641	37,227	348,414	
		臨 床 検 査 技 師	2,293	40.7	358,214	29,610	328,604	
栄 養 士		1,322	36.1	274,598	13,239	261,359		
理 学 療 法 士		2,893	30.7	291,572	12,535	279,037		
作 業 療 法 士		2,230	30.3	275,750	8,439	267,311		
総 看 護 師 長 看 護 師 看 護 師 准 看 護 師	総 看 護 師 長	268	55.3	525,867	4,956	520,911	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護 師5人以上	
	看 護 師 長	3,415	46.4	422,538	31,205	391,333		
	看 護 師	9,745	36.2	341,001	40,268	300,733		
	准 看 護 師	5,416	44.2	297,932	37,754	260,178		

第19表 民間における初任給の改定状況

(平成22年職種別民間給与実態調査)

学歴	項目 企業規模	採用あり %	初任給の改定状況			採用なし %
			増額 %	据置き %	減額 %	
大学卒	規模計	35.7	(9.5)	(88.5)	(2.0)	64.3
	500人以上	62.9	(9.8)	(89.7)	(0.5)	37.1
	100人以上 500人未満	39.7	(8.2)	(89.9)	(1.9)	60.3
	50人以上 100人未満	18.2	(13.4)	(81.8)	(4.8)	81.8
高校卒	規模計	12.7	(8.2)	(90.6)	(1.2)	87.3
	500人以上	14.4	(5.4)	(93.5)	(1.1)	85.6
	100人以上 500人未満	14.4	(6.6)	(92.2)	(1.2)	85.6
	50人以上 100人未満	9.5	(13.5)	(85.2)	(1.3)	90.5

(注) ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第20表 民間における定期昇給制度の状況

(平成22年職種別民間給与実態調査)

役職 段階	項目 企業規模	定期昇給 制度あり %	定期昇給 制度あり			定期昇給 制度なし %
			自動昇給 %	査定昇給 %	昇格昇給 %	
係員	規模計	87.6	35.6	70.6	36.1	12.4
	500人以上	93.0	36.0	79.4	53.8	7.0
	100人以上 500人未満	89.7	39.7	71.0	37.7	10.3
	50人以上 100人未満	82.1	29.2	66.2	26.0	17.9
課長級	規模計	79.4	28.7	64.6	31.4	20.6
	500人以上	73.9	19.3	64.1	40.1	26.1
	100人以上 500人未満	81.5	33.1	65.3	33.1	18.5
	50人以上 100人未満	78.8	26.1	63.8	24.9	21.2

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第21表 民間における賃金カット等の実施状況

(平成22年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所における平均減額率
係	員	6.6%	6.4%
課	長 級	9.6%	6.5%

(注) 平成22年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業又はワークシェアリングのいずれかを実施した事業所の状況である。

第22表 民間における家族手当の支給状況

(平成22年職種別民間給与実態調査)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	15,085円
配偶者と子1人	21,285円
配偶者と子2人	26,810円

(注) 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

備考 公務員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第23表 民間における住宅手当の支給状況

(平成22年職種別民間給与実態調査)

支給の有無	事業所割合
支給	51.2%
非支給	48.8%
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の中位階層	(30,000円以上 31,000円未満)

備考 公務員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第24表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(平成22年職種別民間給与実態調査)

企業規模 \ 項目	係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	%	%	%	%	%	%
規 模 計	58.7	41.3	53.5	46.5	52.2	47.8
500人以上	58.7	41.3	46.8	53.2	45.2	54.8
100人以上500人未満	60.1	39.9	55.2	44.8	53.2	46.8
50人以上100人未満	56.6	43.4	54.0	46.0	54.2	45.8

第25表 民間における時間外労働等の割増賃金の状況

その1 時間外労働の月60時間の積算に係る法定休日の労働時間の取扱い

(平成22年職種別民間給与実態調査)

時間外労働の月60時間の積算の基礎に法定休日の労働時間を含めるか否か	適用従業員割合	(参考) 適用事業所割合
法定休日の労働時間を含める	60.1 %	46.6 %
法定休日の労働時間を含めない	39.9	53.4

その2 月45時間を超え60時間を超えない時間外労働に係る割増賃金率

(平成22年職種別民間給与実態調査)

割 増 賃 金 率	適 用 従 業 員		(参考) 適 用 事 業 所	
	割 合	累 積 割 合	割 合	累 積 割 合
31%以上	5.8 %	5.8 %	3.7 %	3.7 %
30%	41.0	46.8	18.3	22.0
29%	0.2	47.0	0.3	22.4
28%	2.6	49.6	0.9	23.2
27%	1.5	51.0	1.2	24.4
26%	0.3	51.3	0.6	25.1
25%	48.7	100.0	74.9	100.0

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

3 役員報酬関係

民間企業における役員報酬（給与）調査の概要

本年実施した民間企業における役員報酬（給与）調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的

この調査は、指定職俸給表の適用を受ける職員の給与を総合的に検討するため、平成21年の民間企業の役員報酬の実態を調査したものである。

(2) 調査の範囲

調査対象は、全国の企業規模500人以上の企業（本店）のうち、職種別民間給与実態調査の調査対象としている日本標準産業分類の大分類（サービス業を除く。）に分類された事業所（医療法人・学校法人等を除く。）3,115社を無作為に抽出し通信調査を行い、1,101社から回答を得た。

(3) 集計

- ① 集計に当たっては、「社長を直接補佐し、会社の業務全般を統括している役員」を比較対象役員として集計した。
- ② 年間報酬額の算出に際しては、母集団に還元して行った。

第26表 平成21年民間における役員（比較対象役員）の年間報酬

(平成22年民間企業における役員報酬（給与）調査)

区 分	年 間 報 酬 額
企 業 規 模 計	30,033千円
3,000人以上	39,298千円
1,000人以上3,000人未満	32,195千円
500人以上1,000人未満	23,359千円
事務次官等（指定職8号俸）の年間給与	22,935千円

(注)1 年間報酬には、平成21年中に支給された賞与を含む。

2 「事務次官等の年間給与」は、平成21年人事院勧告後の俸給月額に基づき計算した平成21年度の年収である。

4 生計費関係

平成22年4月の標準生計費算定方法

国民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 …………… 食料

住居関係費 …………… 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 …………… 被服及び履物

雑費Ⅰ …………… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ …………… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査（全国・勤労者世帯）における平成22年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成16年の「全国消費実態調査」（総務省）の18歳～24歳の勤労単身世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して、平成22年4月の費目別標準生計費を算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成21年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、就業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第27表 費目別、世帯人員別標準生計費（平成22年4月）

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	29,780	36,940	46,060	55,180	64,300
住居関係費	35,240	61,120	55,120	49,110	43,100
被服・履物費	7,800	5,230	6,810	8,390	9,970
雑費Ⅰ	34,300	53,900	67,820	81,750	95,670
雑費Ⅱ	16,240	33,940	34,550	35,170	35,790
計	123,360	191,130	210,360	229,600	248,830

<参考> 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目	世帯人員			
	2人	3人	4人	5人
食料費	0.514	0.641	0.768	0.895
住居関係費	1.124	1.013	0.903	0.793
被服・履物費	0.389	0.506	0.623	0.740
雑費Ⅰ	0.390	0.491	0.592	0.693
雑費Ⅱ	0.468	0.477	0.485	0.494

5 労働経済関係

第28表 労働経済指標

項目 年度・年月	① 実質国内 総生産 (GDP)	② 常用雇用 指数 (調査 産業計)	③ 有効求人 倍率 (季節 調整値)	④ 完全 失業率 (季節 調整値)	⑤ きま つて 支給 する 与 (調査産業計)		⑥ 所定内給与 (調査産業計)		
	前年度比・ 前期比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	一般 労働者 前年度比・ 前年同月比 (%)
平成20年度	△ 3.7	1.4	0.77	4.1	297.4	△ 1.6	273.3	△ 0.9	△ 0.6
21年度	△ 2.0	△ 0.8	0.45	5.2	288.8	△ 1.6	266.8	△ 1.1	△ 0.5
平成21年4月	1.7	0.0	0.48	5.0	290.6	△ 3.4	269.4	△ 1.8	△ 1.2
5月		△ 0.7	0.46	5.1	285.9	△ 3.2	265.4	△ 1.7	△ 1.3
6月		△ 0.7	0.45	5.3	288.0	△ 2.7	267.8	△ 1.3	△ 0.5
7月	0.1	△ 0.9	0.43	5.6	288.0	△ 2.8	267.1	△ 1.5	△ 0.7
8月		△ 0.8	0.42	5.4	287.5	△ 2.3	266.4	△ 1.3	△ 0.7
9月		△ 0.9	0.43	5.3	288.0	△ 2.1	266.6	△ 1.3	△ 0.6
10月	1.1	△ 1.0	0.43	5.2	289.5	△ 1.9	267.0	△ 1.3	△ 0.5
11月		△ 1.1	0.43	5.3	289.4	△ 1.4	266.3	△ 1.1	△ 0.5
12月		△ 1.1	0.43	5.2	289.8	△ 0.7	266.5	△ 0.9	△ 0.2
平成22年1月	(p)1.2	△ 1.0	0.46	4.9	288.0	0.0	265.0	△ 0.4	0.1
2月		△ 0.7	0.47	4.9	289.1	0.0	265.8	△ 0.9	0.0
3月		△ 0.7	0.49	5.0	292.0	1.4	268.1	0.2	0.3
4月	(p)1.2	△ 0.8	0.48	5.1	294.9	1.4	270.3	0.3	0.5
5月		△ 0.4	0.50	5.2	289.2	1.1	265.8	0.1	0.4
6月		(p)△ 0.5	0.52	(p)5.3	(p)291.8	(p)1.3	(p)268.4	(p)0.2	
資料出所	内閣府	厚生労働省	総務省	厚生労働省					

(注) 1 (p)の付されている数値は速報値である。

2 ①は平成12暦年連鎖価格、②、⑤、⑥、⑦、⑩、⑫は平成17年基準である。

3 ②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は事業所規模30人以上の数値である。

4 ⑩の平成20年度、21年度の欄は、それぞれ平成20暦年、21暦年の数値である。

⑦ 所 定 外 給 与 (調 査 産 業 計) (千 円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	⑧ 総実労働 時間数 (調 査 産 業 計) (時 間)	⑨ 所定外労働 時間数 (調 査 産 業 計) (時 間)	⑩ 消 費 支 出 (名 目)				⑪ 消 費 者 物 価 指 数 (総 合) 前年度比・ 前年同月比 (%)	⑫ 国内企業 物 価 指 数 前年度比・ 前年同月比 (%)
				全世帯		勤労者世帯			
				(千 円)	前 年 比 ・ 前 年 同 月 比 (%)	(千 円)	前 年 比 ・ 前 年 同 月 比 (%)		
24.2	△ 8.4	151.1	12.1	297.1	0.0	323.9	0.3	1.1	3.1
22.0	△ 7.6	148.1	11.2	292.1	△ 1.7	318.9	△ 1.6	△ 1.7	△ 5.2
21.2	△ 21.0	152.4	10.7	307.1	△ 1.4	343.8	0.2	△ 0.1	△ 4.1
20.5	△ 18.7	140.4	10.2	286.2	△ 1.0	317.3	0.9	△ 1.1	△ 5.6
20.2	△ 19.2	152.6	10.3	278.5	△ 1.5	300.0	△ 2.6	△ 1.8	△ 6.8
20.9	△ 16.7	154.7	10.8	285.1	△ 4.8	315.3	△ 4.6	△ 2.2	△ 8.4
21.1	△ 13.6	144.5	10.6	290.0	△ 0.4	318.1	△ 1.1	△ 2.2	△ 8.5
21.3	△ 12.0	147.1	11.1	276.9	△ 1.5	301.0	△ 1.4	△ 2.2	△ 7.9
22.5	△ 9.4	149.7	11.7	288.7	△ 1.0	306.1	△ 2.2	△ 2.5	△ 6.8
23.1	△ 5.3	149.7	11.8	285.0	△ 0.1	303.7	△ 2.0	△ 1.9	△ 5.0
23.4	1.7	148.0	12.1	338.2	0.6	358.8	△ 1.2	△ 1.7	△ 3.8
23.0	5.1	140.9	11.5	291.5	△ 0.1	320.0	△ 0.6	△ 1.3	△ 2.2
23.3	11.9	145.8	11.7	262.1	△ 1.8	284.4	△ 3.9	△ 1.1	△ 1.6
24.0	17.0	151.8	12.3	321.0	3.3	352.7	2.4	△ 1.1	△ 1.3
24.6	16.0	156.4	12.6	301.4	△ 1.8	331.7	△ 3.5	△ 1.2	△ 0.1
23.4	14.1	143.1	11.7	281.4	△ 1.7	303.4	△ 4.4	△ 0.9	0.5
(p)23.4	(p)15.7	(p)154.7	(p)11.7	(p)276.7	(p)△0.7	(p)298.2	(p)△0.6	△ 0.7	(p)0.5
働 省				総 務 省				日本銀行	

6 採用試験関係

新たな採用試験の全体像

1 総合職試験

(1) 趣旨

政策の企画立案に係る高い能力を有するかどうかを重視して行う係員の採用試験

(2) 試験の種類

院卒者試験と大卒程度試験

(3) 試験区分

- ① 院卒者試験 : 行政、人間科学、工学、数理科学・物理・地球科学、化学・生物・薬学、農業科学・水産、農業農村工学、森林・自然環境、法務
- ② 大卒程度試験 : 政治・国際、法律、経済、人間科学、工学、数理科学・物理・地球科学、化学・生物・薬学、農業科学・水産、農業農村工学、森林・自然環境、教養

(4) 受験資格

- ① 院卒者試験 : 30歳未満で大学院修了及び大学院修了見込みの者
 - ※ 法務区分は、新司法試験の合格者であることも要件
 - ※ 年齢は試験実施年度の4月1日におけるもの(以下同じ。)
- ② 大卒程度試験 : 21歳以上30歳未満の者
 - ※ 21歳未満の者で大学卒業及び卒業見込みの者や、教養区分は20歳の者も受験可

(5) 試験種目

- ① 院卒者試験
 - ア 第1次試験 : 基礎能力試験(多枝選択式)及び専門試験(多枝選択式)
 - ※ 法務区分は基礎能力試験(多枝選択式)
 - イ 第2次試験 : 専門試験(記述式)、政策課題討議試験及び人物試験
 - ※ 法務区分は政策課題討議試験及び人物試験
- ② 大卒程度試験
 - ア 第1次試験 : 基礎能力試験(多枝選択式)及び専門試験(多枝選択式)
 - ※ 教養区分は基礎能力試験(多枝選択式)及び総合論文試験(記述式)
 - イ 第2次試験 : 専門試験(記述式)、政策論文試験(記述式)及び人物試験
 - ※ 教養区分は政策課題討議試験、企画提案試験(小論文及び口述式)及び人物試験

(6) その他

- ① 法務区分及び教養区分は、秋季に実施。また、教養区分は大学卒業後に採用が行われることを前提
- ② 採用候補者名簿の有効期間は、院卒者試験、大卒程度試験ともに3年

2 一般職試験

(1) 趣旨

的確な事務処理に係る能力を有するかどうかを重視して行う係員の採用試験

(2) 試験の種類

大卒程度試験及び高卒者試験

(3) 試験区分

- ① 大卒程度試験：行政、電気・電子・情報、機械、土木、建築、物理、化学、農学、農業農村工学、林学
- ② 高卒者試験：事務、技術、農業、農業土木、林業

(4) 受験資格

- ① 大卒程度試験：21歳以上30歳未満の者
※ 21歳未満の者で大学卒業及び卒業見込みの者、短期大学卒業及び卒業見込みの者も受験可
- ② 高卒者試験：高等学校卒業見込み及び卒業後2年以内の者

(5) 試験種目

- ① 大卒程度試験
 - ア 第1次試験：基礎能力試験（多枝選択式）及び専門試験（多枝選択式）並びに論文試験（事務系）又は専門試験（記述式）（技術系）
 - イ 第2次試験：人物試験
- ② 高卒者試験
 - ア 第1次試験：基礎能力試験（多枝選択式）並びに適性試験及び作文試験（事務系）又は専門試験（多枝選択式）（技術系）
 - イ 第2次試験：人物試験

(6) 社会人試験（係員級）

大卒程度試験及び高卒者試験のほか、採用予定がある場合には、社会人試験（係員級）を実施

- ① 試験区分：事務、技術、農業、農業土木、林業のうち採用予定があるもの
- ② 受験資格：20歳以上40歳未満の者（高卒者試験の受験資格を有する者を除く。）
- ③ 試験種目
 - ア 第1次試験：基礎能力試験（多枝選択式）並びに適性試験及び作文試験（事務系）又は専門試験（多枝選択式）（技術系）
 - イ 第2次試験：人物試験

(7) その他

採用候補者名簿の有効期間は、大卒程度試験は3年、高卒者試験及び社会人試験（係員級）は1年

3 専門職試験

(1) 趣旨

特定の行政分野に係る専門的知識を有するかどうかを重視して行う係員の採用試験

(2) 試験の種類

<大学卒業程度>

現行の国税専門官採用試験、労働基準監督官採用試験、外務省専門職員採用試験、航空管制官採用試験に加えて、皇宮護衛官採用試験（大卒程度）、法務省専門職員（人間科学）採用試験、財務専門官採用試験、食品衛生監視員採用試験を創設

※ 法務省専門職員（人間科学）採用試験は、法務教官、矯正心理専門職、保護観察官を対象

<高校卒業程度>

現行の皇宮護衛官採用試験（高卒程度）、刑務官採用試験、入国警備官採用試験、航空保安大学校学生採用試験、海上保安大学校学生採用試験、海上保安学校学生採用試験、気象大学校学生採用試験に加えて、税務職員採用試験を新設するとともに、刑務官採用試験に、試験種目として柔剣道の実技試験を加えて行う試験区分を創設

(3) 受験資格

専門職種の特性等を踏まえ、試験ごとに設定

(4) 試験種目

基礎能力試験（多枝選択式）（第1次試験）、人物試験（第2次試験）のほか、専門職種の特性等を踏まえ、試験ごとに設定

4 経験者採用試験

(1) 趣旨

民間企業等における有為な勤務経験を有する者を係長以上の職へ採用することを目的として行う中途採用試験

(2) 試験の種類

必要な府省について、職制段階に応じて設定

(3) 受験資格

対象となる官職を踏まえ、試験ごとに設定

(4) 試験種目

基礎能力試験（多枝選択式）（第1次試験）、人物試験（第2次試験）のほか、対象となる官職を踏まえ、試験ごとに設定

※ 各試験における出題分野、解答題数、解答時間等の試験の方法などの具体的内容は、別途公表（人事院ホームページ等に掲載）